

第 1 章 立地適正化計画の概要

素案 P 1 ～ P 6

1 作成の目的と位置付け

(1) 立地適正化計画制度創設の背景

多くの地方都市では、急速に人口が減少し、医療や商業等の生活サービスの提供や持続可能な都市経営が困難となることが想定されており、都市全体の構造を見直していくことが必要となります。

こうした中、平成 26 年 8 月に都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）の一部改正により、市町村は、住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るため、「立地適正化計画」を作成することができるようになりました。

(2) 立地適正化計画の作成の目的

コンパクトシティの実現と活力あふれるまちづくりに向け、都市機能と居住機能の適正な配置の考え方について、官民で共有を図るとともに、戦略的に誘導を行うための実施計画として呉市立地適正化計画を作成します。

(3) 立地適正化計画の改定の趣旨

立地適正化計画は、法律上、おおむね 5 年ごとに計画の進捗状況や妥当性等の分析・評価を行うよう努めることとされています。

また、昨今の頻発化・激甚化する自然災害に対応するため、令和 2 年 6 月に一部法改正され、計画に「防災指針」を記載することとされました。

さらに、本計画作成後に、上位計画や関連計画が改定されています。

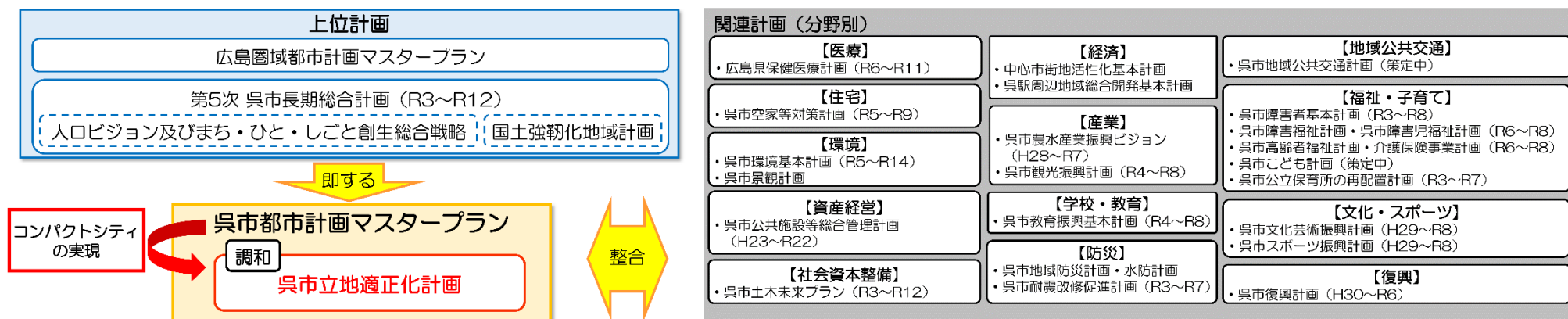
こうした状況を踏まえ、本計画における誘導施策等の見直しを実施するとともに、防災指針の追加を行います。

(4) 立地適正化計画の位置付け

本計画は、上位計画である「第5次呉市長期総合計画」及び「広島圏域都市計画マスタープラン」に即するとともに、市町村の都市計画に関する基本的な方針である「呉市都市計画マスタープラン」と調和が保たれたものとして作成します。

また、コンパクトシティの形成に向けた取組は、公共交通や医療・福祉、子育て、防災等のまちづくりに関わる様々な分野の施策と連携を図る必要があることから、各分野の関連計画とも整合を図り、作成します。

【呉市立地適正化計画の位置付け】



2 上位・関連計画

広島圏域都市計画区域マスタープラン（令和3年3月）

[圏域の目指すべき将来像]

中四国地方の発展を牽引する“中枢圏域ひろしま”

[都市の目指すべき将来像]

コンパクト+ネットワーク型の都市

活力を生み出す都市

魅力あふれる都市

安全・安心に暮らせる都市

住民主体のまちづくりが進む都市

第5次呉市長期総合計画（令和3年3月）

[将来都市像]

誰もが住み続けたい、行ってみたい、人を惹きつけるまち「くれ」
～イキイキと働き、豊かに安心して暮らし、ワクワク生きる～

[前期基本計画（R3～R7）基本政策（都市基盤分野）]

誰もが安全・安心で快適に暮らせる持続可能なまち

◆まち・ひと・しごと創生総合戦略

国籍や年齢、性別等にかかわらず、誰もが住みたい、住み続けたい、行ってみたいと思えるまちづくり

◆国土強靱化地域計画

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

呉市都市計画マスタープラン（令和5年3月）

[まちづくりの基本理念]

つながり、にぎわい、誰もが住み続けたい都市「くれ」
～人が中心、安全で持続可能な都市を目指して～

[都市の将来像]

- 1 持続可能で、質の高い生活を実現するコンパクトでスマートな都市「くれ」
- 2 多様な産業が生まれ育ち活力あふれる都市「くれ」
- 3 心地よい暮らしが人々を惹きつける魅力ある都市「くれ」
- 4 安全に住み続けられる強靱な都市「くれ」

3 計画期間と対象区域

(1) 計画期間

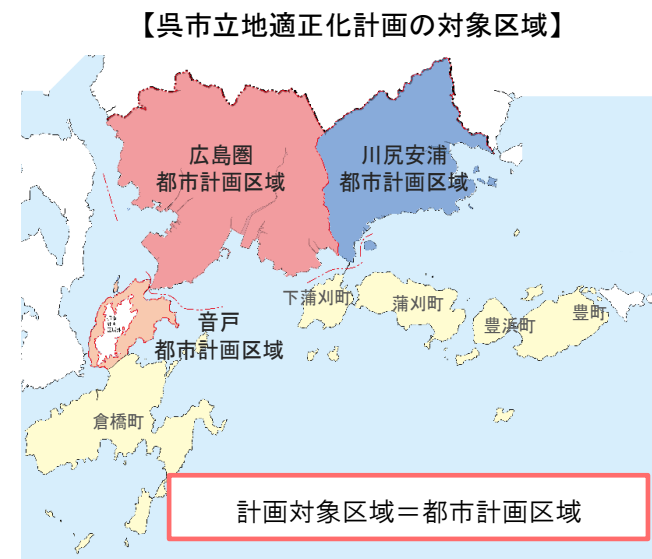
立地適正化計画は、都市計画マスタープランと調和し、おおむね 20 年後の都市の姿を展望しながら、併せてその先の将来も考慮する必要があります。

ただし、人口減少が進展する中で、一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、持続可能な都市経営を可能とする計画であるため、本計画の目標年次は令和 2 年の計画作成時のままとし、旧呉市都市計画マスタープラン（平成 29 年）の目標年次に合わせて、令和 17 年とします。

(2) 対象区域

立地適正化計画の区域は、原則として都市計画区域全域とすることとなっています。本市においても、都市計画区域の全域を立地適正化計画の対象とします。

ただし、本計画は、本市の持続可能なまちづくりに向けた計画であることから、都市計画区域外の地域との連携を踏まえた計画として作成します。



出典：呉市「呉市都市計画マスタープラン（令和 5 年 3 月）」

4 構成

構成	内容
第 1 章 立地適正化計画の概要	作成の目的と位置付け，上位・関連計画，計画期間と対象区域，構成
第 2 章 呉市の現況と課題	呉市の概況・特徴，呉市を取り巻く状況，呉市の現況と課題
第 3 章 立地の適正化に関する基本的な方針	目指すべき都市像，リーディングプロジェクト（呉駅周辺地域総合開発基本計画），都市機能誘導区域と居住誘導区域に関する基本方針，公共交通に関する基本方針
第 4 章 誘導施設及び誘導区域等の設定	誘導施設の設定，誘導区域等の設定，誘導施策の設定，コンパクトな都市構造を実現する取組のまとめ，届出制度
第 5 章 防災指針	防災指針の基本的な考え方，災害ハザード情報等の収集・整理，市全域を対象とした災害リスク分析（マクロ分析），地域単位での災害リスク分析（ミクロ分析），防災まちづくりの将来像と取組方針
第 6 章 計画の推進	取組目標，計画の進行管理

1 呉市の概況・特徴

(1) 概況

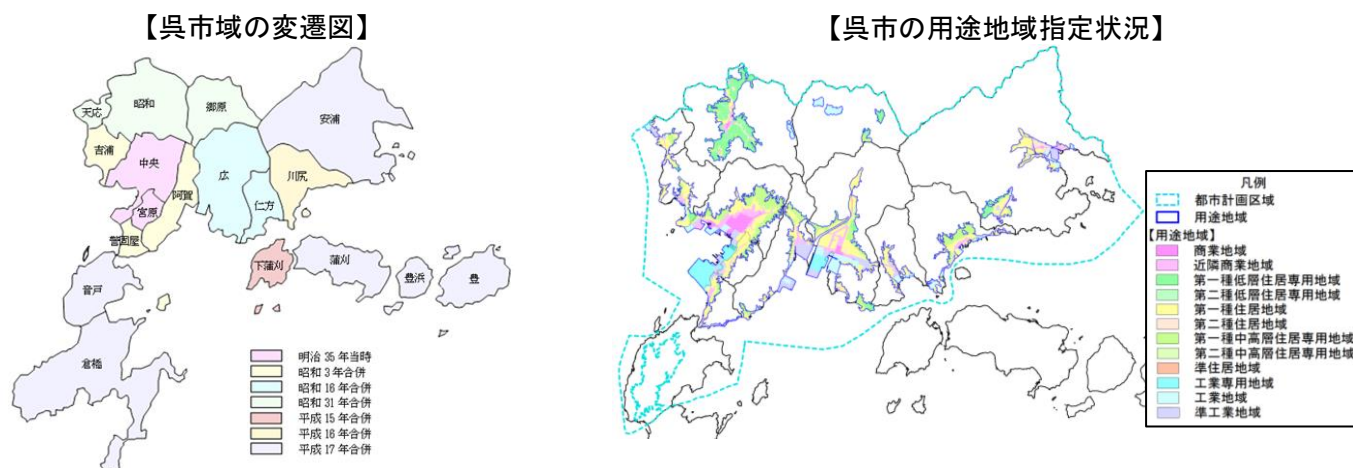
ア 呉市の成り立ち（市域の変遷）

本市は、明治22年の呉鎮守府の開庁により軍港都市として発展し、その後、明治35年に4町村（宮原、和庄、莊山田及び二川）が合併して市制を施行しました。また、平成15年から17年にかけて下蒲刈、川尻、音戸、倉橋、蒲刈、安浦、豊浜及び豊の近隣8町と合併して現在の市域となりました。

イ 都市計画の状況

本市では、広島圏都市計画区域、川尻安浦都市計画区域、音戸都市計画区域が指定されています。

また、都市計画区域の17.7％、市域全体の11.9％に用途地域を指定しています。



(2) 特徴

本市の特徴として、「ものづくりのまち」、「斜面地に形成された市街地」、「多彩な地域資源と観光まちづくり」が挙げられます。



出典：呉市資料

2 呉市を取り巻く状況

【呉市の現況】	
人口	- 人口減少が続き、令和17年には、平成27年の4分の3の約17.5万人に減少する。年齢3区分の比率は変化しないが、全ての区分で人口が減少する。 - 高齢化率は約35%となり、高齢人口と生産年齢人口の比率も1:1.5程度となる。 - 市全域で人口密度が40人/haを下回る低密度市街地が拡大し、都市拠点においても人口密度が低下する。
土地利用	- 建物用地の面積が昭和51年から平成28年の間で約2倍に増加するものの、人口が減少していることにより、人口密度が低下している。 - 中央地域では地域の約28%が斜面市街地で、約43%の人口が居住している。 - 市全体で空き家が発生し（空き家率約23%(平成30年)）、特に狭あいな道路の多い地域や斜面地に多く分布している。
都市交通	- 公共交通利用者は市全体で減少傾向にある。 - 総人口の約71%に当たる市民が、公共交通の利便性の高い徒歩圏内（駅から800m、バス停から300m圏内）に居住している。
経済活動	- 医療、福祉、サービス業等で市全体の従業者数の約5割を占める。 - 小売業やサービス業等の事業所数・従業者数は減少しているが、医療、福祉については、事業所数・従業者数も増加している。 - 市内の大学卒業者の市内就職率は約1割だが、専門学校・専門学科高校については約6割となる。
財政	- 公共施設等の改修・更新費用は平成27年から令和22年の間で直近10か年実績の約1.8倍になり、年平均約273億円が見込まれる。 - 自主財源である市税は平成19年から平成30年の間で1割減少している。：313億円 - 高齢化の進行に伴い、扶助費は平成19年から平成30年の間で約1.4倍増加している。：226億円
地価	地価は市内全域で長期的に減少傾向にあったが、近年は横ばい傾向にある。
災害	- 人口密度が高い中心市街地や斜面市街地で土砂災害警戒区域等が広く指定され、沿岸部では高潮・津波による浸水想定区域、河川沿いにおいては洪水による浸水想定区域が分布している。 - 土砂災害の発生のおそれがある区域に人口の約4割、浸水災害の発生のおそれがある区域に約2割の市民が居住している。
都市機能	- 医療施設の人口カバー率（施設の徒歩圏人口の割合）は約82%で地方都市平均を上回る。人口当たりの医療機関数は全国・県平均を上回る。 - 介護事業所の高齢人口カバー率は約60%で地方都市平均を下回る。 - 商業施設の人口カバー率は約64%で地方都市平均と同程度だが、市民ニーズでは買物環境の充実が望まれる。 - 子育て支援施設の年少人口カバー率は約65%、母親の就労希望割合は高い。 - 地域によっては不足する生活サービス施設が存在する。
都市施設	- 建築後30年以上の老朽化対策の必要な公共施設の割合が平成27年から令和7年の間で約20%増加し、約72%となる。 - 令和元年度における都市計画道路の整備率は約51%、公園は約87%、上下水道は約96%となる。
にぎわいと交流	- 中心市街地（本通・中通）の商店数、販売額は減少し、商店数は平成6年から平成26年の間で約3分の1に減少している。 - 大和ミュージアムから中心市街地付近への回遊性が不足している。

今のままでは・・・

【今後想定される問題】

若年層の流出が続くと・・・

- 呉市の産業や消費、地域づくりを支える人材の不足により、にぎわいが低下
- 生産年齢人口が減少することにより、高齢者を支える人材が不足し、一人当たりの負担が増加
- 若年層の減少による更なる人口減少

中心市街地が衰退すると・・・

- 中心市街地のサービス業等の規模の縮小により、都市の魅力の低下
- 商店数の減少による雇用の喪失
- 市外から訪れる観光客の回遊性が低下することにより、にぎわいが低下
- 地価の下落により、税収が減少

人口密度の低下が進むと・・・

- 人口減少に伴う生活サービス施設の利用者が減少することにより、必要な生活サービス施設が撤退し、利便性が低下
- 生活サービス施設の不足する地域で、施設までのアクセスに要する時間が増加

財政が悪化すると・・・

- 公共施設や都市基盤の維持管理が困難となる、行政サービスの低下等

拡大したままのまちでは・・・

- 人口減少に伴う生活サービス施設の利用者が減少することにより、必要な生活サービス施設が撤退し、利便性が低下
- 公共施設や都市基盤の維持管理が困難となる、行政サービスの低下等

災害の発生のおそれがある斜面地では・・・

- 相当数の人口が災害の発生のおそれがある区域に居住することにより、危険性が継続
- 世帯減少に伴う、空き家や空き地の増加により、周辺の生活環境や治安が悪化し、生活安全性・地域コミュニティの活力が低下

公共交通利用者が減少し続けると・・・

- 路線廃止や便数減少等により、公共交通サービスの利便性が低下し、外出機会が減少
- 各地域間のネットワークが衰退することにより、地域間連携が妨げられ、生活環境が悪化

持続可能なまちを目指すためには

都市に関する課題

若年層の定住促進

更なる人口減少に歯止めを掛けるため、呉市の将来を担う若年層の定住促進が必要

中心市街地のにぎわいと交流の促進

都市の魅力の向上のため、中心市街地のにぎわいと交流の促進が必要

生活サービス施設の適正配置

生活利便性を維持するため、地域ごとに必要となる生活サービス施設の適正配置を図ることが必要

公共施設等の適正化

限られた財源の中で、効率的で効果的な行政サービスを行うため公共施設等の「量」と「質」の適正化を図ることが必要

居住に関する課題

居住誘導による人口密度の確保

生活の利便性と行政サービスを維持するため、居住誘導による人口密度の維持が必要

安全・安心な市街地の形成

生活安全性を確保するため、災害の危険性を踏まえ、安全・安心な市街地の形成が必要

公共交通に関する課題

移動ニーズへの対応と

拠点間を結ぶ公共交通ネットワークの確保

生活利便性を維持するため、移動ニーズへの対応と拠点間を結ぶ効率的・効果的な公共交通ネットワークの確保が必要

1 目指すべき都市像

(1) まちづくりの理念

立地適正化計画は、呉市都市計画マスタープランで掲げるコンパクトシティの実現のための実施計画であるため、本計画におけるまちづくりの理念は、呉市都市計画マスタープランのまちづくりの基本理念と同じとします。

《まちづくりの理念（呉市都市計画マスタープラン）》
つながり、にぎわい、誰もが住み続けたい都市「くれ」
～人が中心、安全で持続可能な都市を目指して～

(2) まちづくりの方針

まちづくりの理念の実現に向けて、施策等の基本的な方向性を示すため、まちづくりの方針を次のとおり定めます。

ア 都市計画区域内のまちづくりの方針

課題：若年層の定住促進

まちづくりの方針1

若者や子育て世代のニーズに応える環境整備による、若者の定住を促進するまちづくり

- 呉市の強みである医療機関への雇用を維持するとともに、新たな雇用の場となるにぎわいを生む施設の誘導や新産業の育成により、都市の魅力の向上や生活環境を整えることで、若者の定住を促進するまちづくりを推進します。
- 子育て世代のニーズに対応するため、子育てしながらでも働ける環境、子育てしやすい環境を作り、子育て世代が暮らしやすい生活環境を整備します。

課題：中心市街地のにぎわいと交流の促進

まちづくりの方針2

魅力ある地域資源を生かし、中心市街地や各地域の交流を導き、呉市のにぎわいを生み出すまちづくり

- 呉の魅力である多彩な地域資源を生かしつつ、市内外の人々の交流を促進するため、中心市街地のにぎわいと交流を生み出す施設の誘導・配置を行います。
- 中心市街地の交流が各地域に広がっていくよう、民間の活力を取り入れながら呉市のにぎわいを生み出すまちづくりを推進します。
- 観光産業による所得向上と雇用創出により、活力あるまちづくりを目指します。

課題：生活サービス施設の適正配置、公共施設等の適正化、居住誘導による人口密度の確保

まちづくりの方針3

地域規模等に応じた都市機能と公共施設等の適正配置による、生活利便性の高い、歩いて暮らせるまちづくり

- 居住の誘導により人口密度の高い地域を確保することで、各地域の特性に応じた生活サービス施設の集積につながり、生活利便性の高い、歩いて暮らせるまちづくりにつなげます。
- 歩いて暮らせるまちづくりによって健康増進を図るとともに、医療・福祉施策と連携することで、健康・医療・福祉のまちづくりを総合的に推進します。
- 呉市公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設等の適正な配置や統廃合を進めるとともに、施設を適切に維持管理することで長寿命化等を図り、行政サービスを安全かつ継続的に提供します。

課題：安全・安心な市街地の形成

まちづくりの方針4

安全な市街地への居住誘導による、安心して暮らせるまちづくり

- 斜面市街地等の災害の発生のおそれがある区域から安全な市街地へ居住を誘導することで、安心して暮らせるまちづくりを推進します。
- これまでの災害を踏まえた防災・減災機能を有する施設の整備や道路ネットワーク等の交通基盤の強化等を推進し、強靱化・機能強化による市街地の安全性の向上を図ります。
- 災害の発生のおそれがある区域の周知や避難態勢の強化等に取り組み、地域の防災力の向上を図ります。
- 利用可能な空き家や空き地を活用し、定住・移住を推進することで、生活安全性を高め、健全な地域コミュニティを維持します。

課題：移動ニーズへの対応と拠点間を結ぶ公共交通ネットワークの確保

まちづくりの方針5

まちづくりと連携した公共交通ネットワークの形成による、つながりの強いまちづくり

- 各拠点の連携を高める効率的で効果的な公共交通ネットワークを維持・確保することで、拠点間の都市機能の補完や交流を促進し、つながりの強いまちづくりを推進します。
- 鉄道や路線バス、生活バス、乗合タクシー等、より実態に即した交通サービスを維持・確保するとともに、交通結節点等における利用環境の向上を図り、日常の暮らしの中で、自由に移動することができる交通基盤を確保します。
- BRTや自動運転車等の次世代モビリティの導入検討やMa a Sの導入検討等新技術を取り入れた次世代の公共交通について検討し、スマートシティに向けた取組を推進します。

現在、策定中の呉市地域公共交通計画と調整中

イ 都市計画区域外のまちづくりの方針

倉橋，下蒲刈，蒲刈，豊浜，豊地域（都市計画区域外）のまちづくりの方針

- 各地域の特性・役割に応じた生活サービス施設を適正に配置することで、生活利便性の維持に向けたまちづくりを推進します。
- 防災・減災施設の整備、災害の発生のおそれがある区域の周知、避難態勢の強化等に取り組み、安心して暮らせるまちづくりを推進します。
- 空き家の有効利用、農水産業等の担い手の育成、新規就業者支援等により、子育て世代等の移住を促し、多様な価値観やライフスタイルに対応できるまちづくりを推進します。
- 各拠点の連携を高める効率的で効果的な公共交通ネットワークを確保することで、拠点間の都市機能の補完や交流を促進し、つながりの強いまちづくりを推進します。

(3) 立地適正化計画における将来都市構造

本計画においては、呉市都市計画マスタープランで掲げるコンパクト+ネットワークを基本とする多極ネットワーク型の都市構造の形成を目指します。

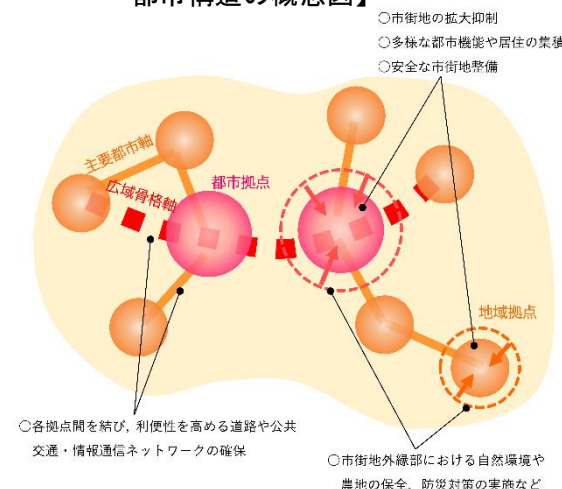
また、市内の各拠点へその役割に応じた都市機能の集積を図りながら、各拠点を公共交通ネットワークで結び、都市機能の補完・連携を図ることで、持続的に住み続けられるまちを形成します。

【将来都市構造図】



【コンパクト+ネットワークを基本とする

都市構造の概念図】



出典：呉市「呉市都市計画マスタープラン（令和5年3月）」

2 リーディングプロジェクト（呉駅周辺地域総合開発基本計画）

コンパクト+ネットワークのまちづくりを実現するためには、市全域の中核を担う拠点が必要となります。本市では、呉駅周辺地域をその拠点として位置付け、未来の理想的なまちの姿を先行的に具現化し、今後の市全体のまちづくりを牽引する起点として、呉駅周辺の総合的な開発を目指す「呉駅周辺地域総合開発基本計画」を推進します。

3 都市機能誘導区域と居住誘導区域に関する基本方針

(1) 都市機能誘導区域・居住誘導区域の概要

本計画では、医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点（都市拠点）や生活拠点（地域・生活拠点）に誘導・集約することで、生活サービスの効率的な提供を図る区域である「都市機能誘導区域」と人口減少の中にあっても一定エリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう居住を誘導すべき区域である「居住誘導区域」を設定します。

また、都市機能誘導区域ごとに、立地を誘導すべき居住者の共同の福祉や利便性の向上を図るために必要な施設である「誘導施設」を設定します。

【都市機能誘導区域と居住誘導区域のイメージ】



出典：国資料を加工

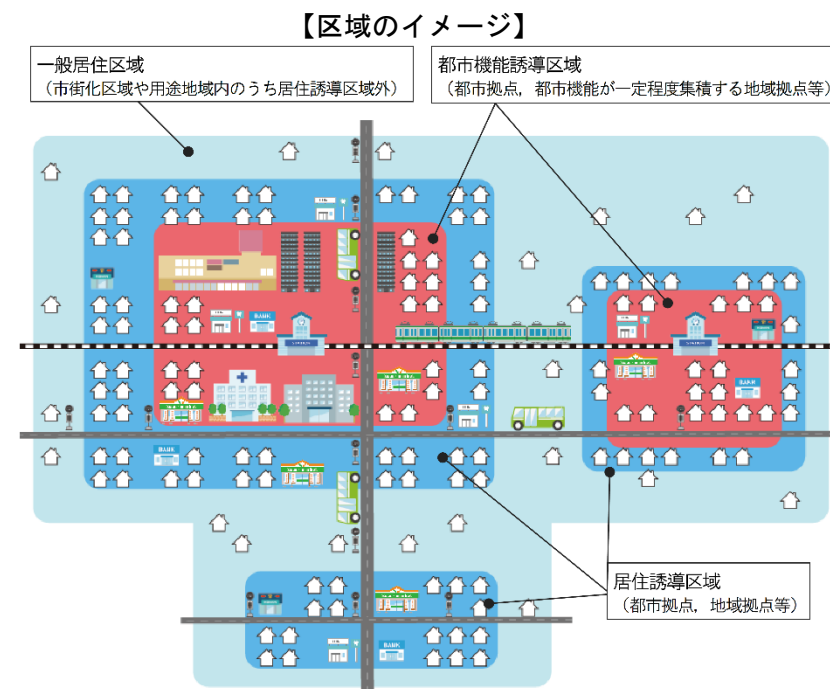
(2) 区域等の設定の考え方

都市機能誘導区域及び居住誘導区域は、次の考え方に基づき設定します。

また、都市機能誘導区域及び居住誘導区域以外の区域においても、既存の都市基盤を適正に維持する区域として、「一般居住区域」を設定します。

■区域の基本的な考え方

区域名	基本的な考え方	位置のイメージ
都市機能誘導区域	生活の利便性とにぎわいが維持・確保されるよう、医療、福祉、子育て支援、商業等の多様な生活サービス施設を誘導する区域	・都市拠点 ・都市機能が一定程度集積している地域拠点 ・居住誘導区域内
居住誘導区域	人口減少の中にあっても、地域に必要な生活サービス施設や地域コミュニティが維持・確保されるよう、居住を誘導し、一定の人口密度を維持する区域	市街化区域及び用途地域内※の都市拠点、地域拠点、都市軸及びそれらの周辺部
一般居住区域 (市独自指定)	コンパクトシティ形成のため、今後居住誘導区域への住み替え等を促しつつ、既存の都市基盤を適正に維持する区域	市街化区域や用途地域内※のうち居住誘導区域及び工業系の用途地域等の区域を除く区域



※音戸都市計画区域は、用途地域の指定がないため、都市計画基礎調査における土地利用現況等により、既存の市街地の区分について判断します。

(3) 誘導施設の考え方

本計画では、居住者の共同の福祉や利便性の向上を図るために必要な施設で、都市機能の増進に著しく寄与するものとして、誘導施設を定めます。

■拠点ごとで求められる施設

拠点名	誘導施設	具体的に考えられる施設
都市 拠点	・ 中枢的な行政・業務機能 ・ 高齢者・障害者・児童福祉に関する拠点となる機能 ・ 様々なニーズに対応した買物、飲食を提供する機能 ・ 総合的な医療サービスを受けることができる機能 ・ 融資等の金融機能を提供する機能 ・ 教育文化サービスの拠点となる機能 ・ にぎわいを創出する観光や娯楽等を提供する機能 ・ 地域拠点で求められる機能 等	・ 本庁舎、市民センター ・ 総合福祉センター、子育て総合支援センター ・ 大規模商業施設 ・ 高次医療施設 ・ 銀行、信用金庫 ・ 文化ホール、中央図書館、博物館 ・ 映画館、観光情報センター ・ 地域拠点の誘導施設として考えられる施設 等
地域 拠点	・ 日常生活を営む上で必要となる行政窓口機能等 ・ 高齢者や障害者等の自立、介護、見守り等のサービスを受けることができる機能 ・ 子どもを持つ世代が日々の子育てに必要なサービスを受けることができる機能 ・ 日常生活に必要な最寄り品等の買物ができる機能 ・ 日常的な診療を受けることができる機能 ・ 日常で利用する金融機能 ・ 地域における教育文化活動を支える拠点となる機能 等	・ 市民センター ・ 地域包括支援センター、在宅系介護施設、コミュニティサロン ・ 保育所、認定こども園、子育て支援センター ・ スーパーマーケット、コンビニエンスストア ・ 病院、診療所 ・ 郵便局 ・ 学校、幼稚園、図書館 等

4 公共交通に関する基本方針

呉市地域公共交通ビジョンで掲げた理念を踏襲し、人口減少や少子高齢化に対応した、地域の活力向上と市民が便利に安心して暮らせるまちづくりを支える「持続可能な公共交通」を官民一体となって目指します。

(1) 基本方針

持続的に住み続けられるまちを形成するよう、呉市立地適正化計画に位置づけられる「都市拠点」と「地域拠点」を結び、コンパクト+ネットワークを基本とする多極ネットワーク型の都市構造を支える公共交通ネットワークの形成を図ります。

(2) 公共交通ネットワークの方針図（本市が目指す公共交通網の姿）

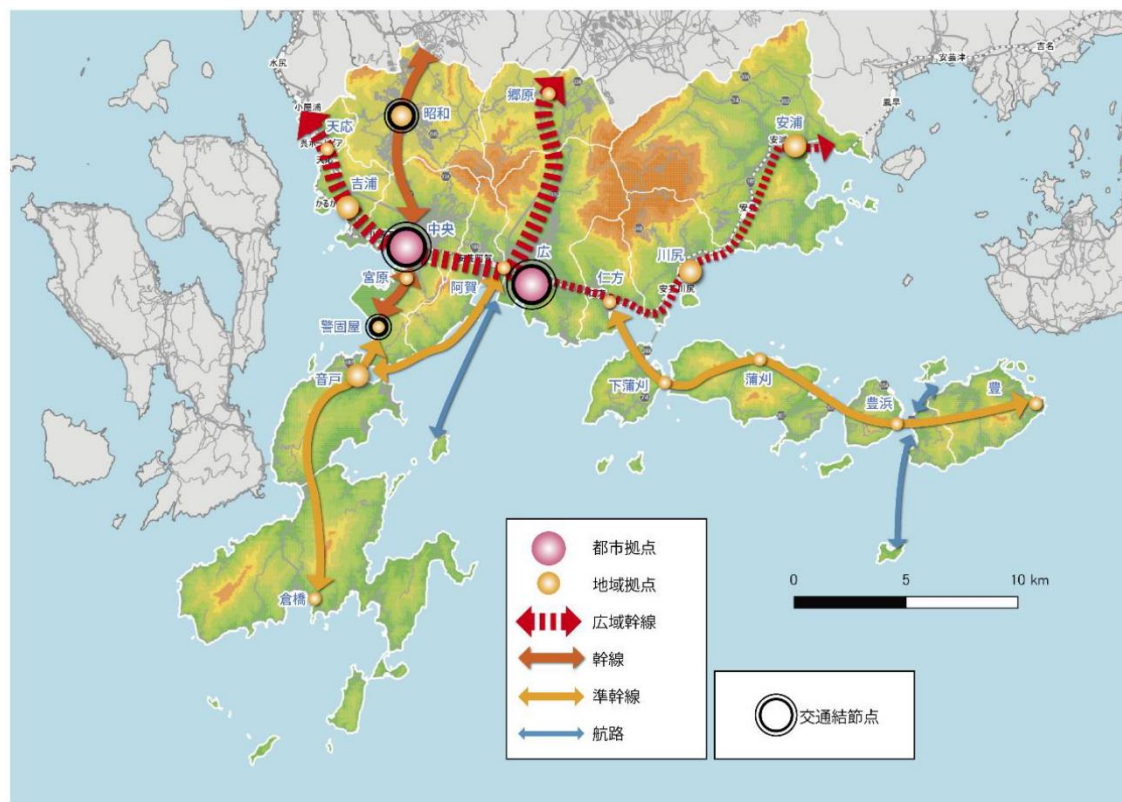
呉市の都市拠点と市外の都市拠点とを結ぶ公共交通を広域幹線（鉄道・高速バス・路線バス）、市内の都市拠点同士又は都市拠点と市内外の交通結節点を結ぶ公共交通を幹線（路線バス）、市内の都市拠点同士又は地域拠点と交通結節点を結ぶ公共交通を準幹線（路線バス・生活バス）と位置付けます。

また、主に地区内の通勤、通学、通院、買物といった日常生活の移動を担う公共交通を地域内交通（生活バス・乗合タクシー）、市街地の周遊性を向上させる公共交通を市街地移動サービス、島しょ部の住民の日常生活を維持するための海上公共交通を海上交通と位置付け、利便性・持続可能性の高いネットワークの形成を目指します。

このために中央地区（呉駅）、広地区（新広駅）、昭和地区（昭和市民センター周辺）、警固屋地区（鍋栈橋）は、拠点の特性に応じた整備を進めていく必要があります。

現在、策定中の呉市地域公共交通計画と調整中

【公共交通ネットワークの方針図（本市が目指す公共交通網の姿）】



出典：呉市「呉市地域公共交通網形成計画」

1 誘導施設の設定

(1) 誘導施設設定の考え方

誘導施設とは、都市機能誘導区域ごとにその立地を誘導すべき医療施設、福祉施設、商業施設その他の都市の居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設です。本市では、必要な生活サービス施設の整理として、次の二つ観点から誘導施設を設定します。

必要な生活サービス施設の整理

ア 呉市都市計画マスタープラン等における各拠点の役割に応じた必要な生活サービス施設の整理

国土交通省「立地適正化計画作成の手引き」や呉市都市計画マスタープランで示す拠点で求められる機能を基に、コンパクトシティ実現のために各拠点の役割に応じた必要な生活サービス施設を設定します。

イ 五つのまちづくり方針に基づく必要な生活サービス施設の整理

立地の適正化に関する基本的な方針で定めた五つのまちづくりの方針の実現のために、関連計画を踏まえながら、必要となる生活サービス施設を設定します。あわせて、まちづくりの方針の実現のために必要となる基盤整備についても設定します。



誘導施設の設定

必要な生活サービス施設の整理を踏まえ、
各拠点の地域内及び施設ごとの圏域内に施設がある場合は**維持すべき施設**、
施設がない場合は**誘導すべき施設**として設定します。

(2) 誘導施設の設定

必要な生活サービス施設の整理を踏まえ、各拠点における誘導施設（誘導すべき施設、維持すべき施設）を次のとおり設定します。

また、現在整備予定がない施設や誘導施設としての位置付けがない施設については、今後の社会情勢等の変化に応じて見直していきます。

■各拠点における誘導施設

機能分類		施設名	都市拠点	
			中央・宮原地域	広地域
都市拠点機能	行政機能	本庁舎	○	△
		国・県の機関	○	△
	子育て機能	子育て世代包括支援センター	○	△
	商業機能	大規模商業施設	○	○
	医療機能	高次医療施設	○	○
	金融機能	銀行、信用金庫、郵便局	○	○
	教育文化機能	大規模ホール	○	△
		中央図書館	○	△
		博物館、美術館	○	△
	にぎわい機能	宿泊施設	○	△
		映画館	○	△
		観光情報センター	○	△
	防災機能	総合交通拠点施設（そのうち宿泊機能や商業・にぎわい機能を備えた施設）	★	△
		防災中枢拠点を構成する施設（本庁舎）	○	△
		総合交通拠点施設（そのうち防災拠点機能を備えた施設）	★	△

機能分類		施設名	都市拠点		地域拠点									
			中央・宮原地域	広地域	警固屋地域	吉浦地域	天応地域	昭和地域	郷原地域※1	阿賀地域	仁方地域	川尻地域	安浦地域	音戸地域
地域拠点機能	行政機能	市民センター	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		地域包括支援センター	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	福祉機能	老人福祉施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		障害者福祉施設	○	○	★	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	子育て機能	保育所、認定こども園、幼稚園	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		放課後児童会	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		子育て支援センター	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	商業機能	スーパーマーケット、コンビニエンスストア	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	医療機能	病院、診療所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		調剤薬局	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	金融機能	銀行、信用金庫、郵便局	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	教育文化機能	ホール	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		小学校、中学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		高等学校、大学、専門学校、高等専門学校	○	○	-	-	-	○	○	○	-	-	-	○
		図書館	△	○	-	-	-	○	-	-	-	○	○	○
	防災機能	防災拠点（市民センター）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

★誘導すべき施設 ○維持すべき施設

2 誘導区域等の設定

(1) 都市機能誘導区域の区域設定の考え方

都市機能誘導区域

区域設定の考え方・基準

■将来都市構造における拠点

市役所や市民センターからの徒歩圏（半径 500m）の区域

■公共交通の利便性が確保される地域

鉄道駅からの徒歩圏（半径 500m）の区域
交通結節点のバス停からの徒歩圏（半径 300m）の区域

■都市機能の集積度が高い地域で、今後も都市機能の立地が見込まれる地域

上記区域内のうち、
商業地域、近隣商業地域又はその周辺地域において都市機能が
集積する地域

都市拠点（中央、広地域）において上記区域以外の
商業地域、近隣商業地域又はその周辺地域において都市機能が
集積する地域

■市の政策等を推進する上で必要な地域

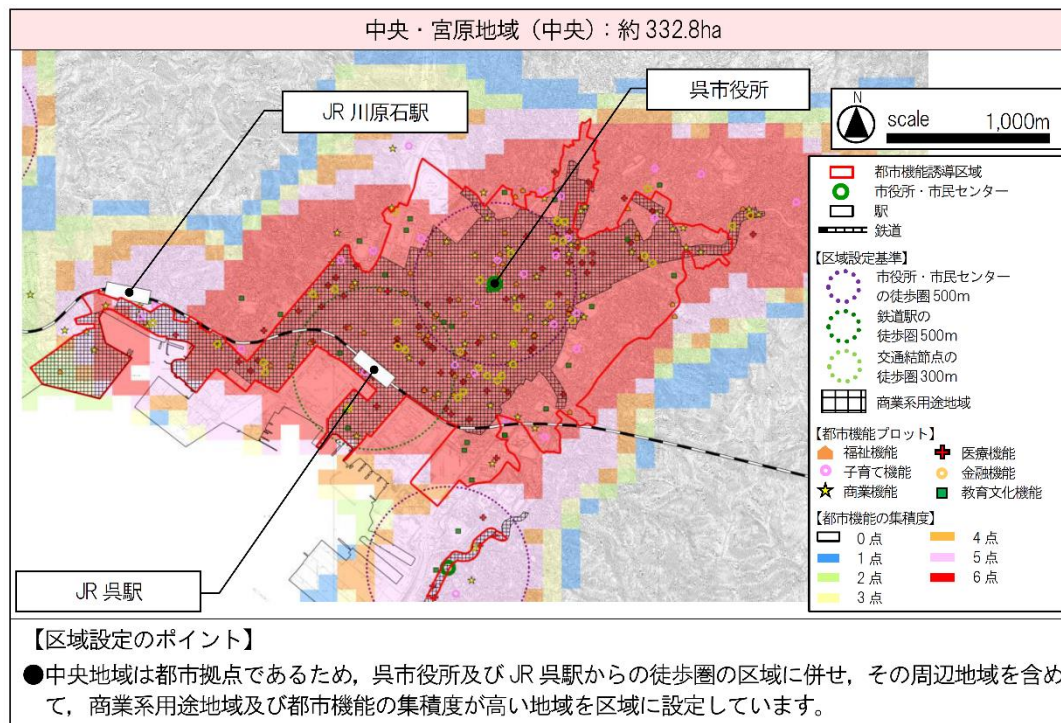
上記区域外で、
上位計画、関連計画及び地区計画等によって都市機能の集積に向けた土地利用の方針が示されている地域

都市機能誘導区域の候補地の抽出

最終的な細部の確認・調整（具体的な線引きの考え方※）

都市機能誘導区域の設定

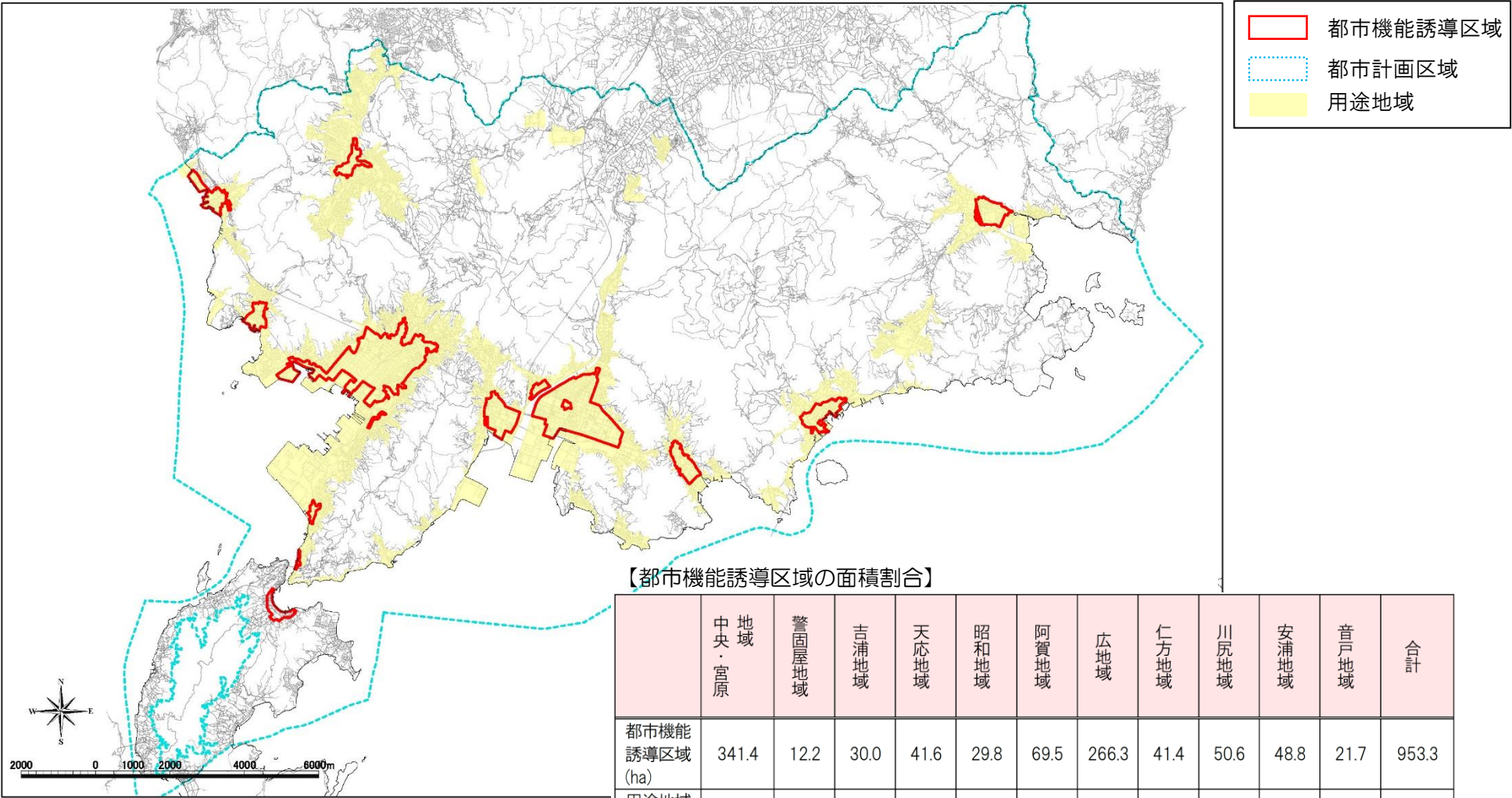
【都市機能誘導区域の設定（参考）】



※道路や鉄道界、河川や海岸界、地番界、用途地域界等により定めます。

都市機能誘導区域の区域設定基準に基づき、広島圏都市計画区域（呉市）の一部（約 832.1ha）、川尻安浦都市計画区域の一部（約 99.4ha）、音戸都市計画区域の一部（約 21.7ha）に次のとおり都市機能誘導区域（合計：約 953.3ha）を設定します。郷原地域については、拠点の中心部の大部分が市街化調整区域であるため、都市機能誘導区域を設定しません。

■都市機能誘導区域：約 953.3ha



(2) 居住誘導区域及び一般居住区域の区域設定の考え方

居住誘導区域

区域設定の考え方・基準

■将来都市構造における都市拠点、地域拠点

市役所や市民センターからの徒歩圏（半径 500m）の区域

■都市拠点や地域拠点へのアクセス性が確保され、居住の集積が一定程度見込まれる地域

鉄道駅からの徒歩圏（半径 500m）の区域
利便性の高いバス停（運行本数 30 本/日以上）からの徒歩圏（半径 300m）の区域



将来人口密度
40 人/ha 以上の地域

■都市基盤が一定程度整備された市街地の区域

都市計画事業により土地区画整理事業が行われた区域
開発許可等を受けた 5ha 以上の住宅団地

■都市機能誘導区域の徒歩圏として一体的な区域

都市機能誘導区域と同一な区域

■市の政策等を推進する上で必要な地域

政策の対象となる地域

■都市的土地利用を抑制すべき区域

市街化調整区域 非線引き都市計画区域内の用途白地地域

■災害の発生のおそれがある区域

急傾斜地崩壊危険区域 土砂災害特別警戒区域
浸水想定区域及び津波災害警戒区域（浸水深 2.0m 以上）

■居住を誘導するにふさわしくない用途地域等の区域

準工業地域、工業地域、工業専用地域、特別用途地区（特別工業地区）
臨港地区

■日常生活で不便な地域

傾斜度 10 度以上の地域

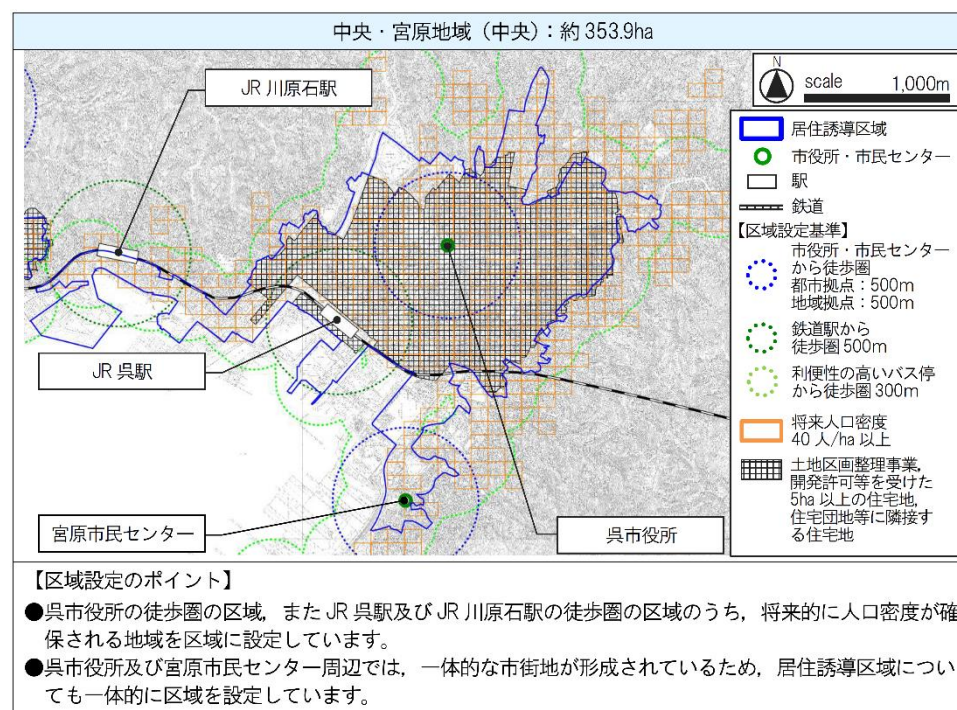
居住誘導区域の候補地の抽出

最終的な細部の確認・調整
（飛び地の区域設定の考え方・具体的な線引きの考え方※）

居住誘導区域の検証・設定

※道路や鉄道界、河川や海岸界、地番界、用途地域界等により定めます。

【居住誘導区域の設定（参考）】



一般居住区域の
区域設定の
考え方

既存の都市基盤を維持することを基本として考え、居住誘導区域以外の用途地域で居住に適した地域を対象に設定します。

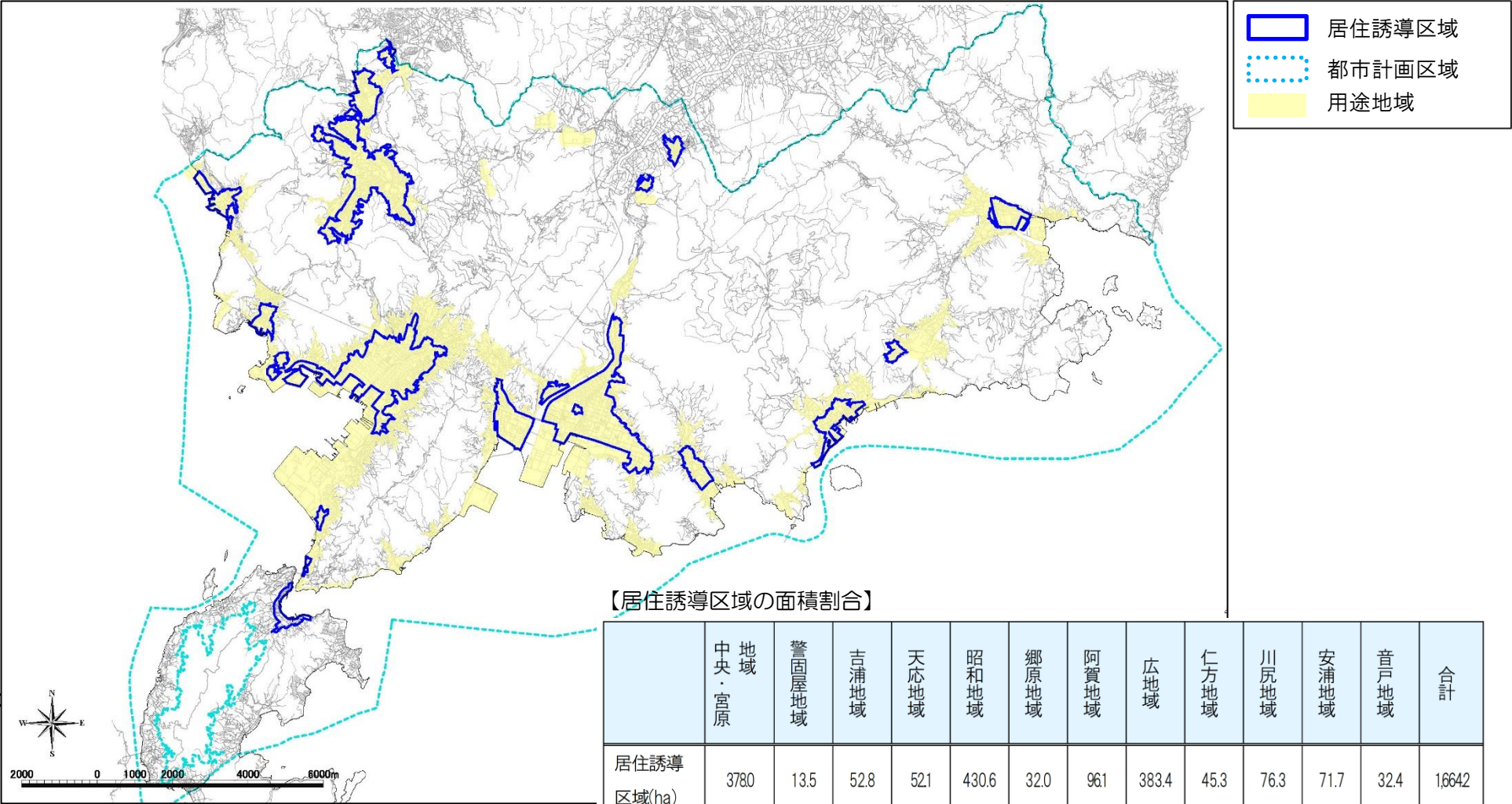
用途地域内のうち居住誘導区域、災害の発生のおそれがある区域及び居住を誘導するにふさわしくない用途地域等の区域を除く区域

居住誘導区域の対象とすべき区域

対象外とすべき区域

居住誘導区域の区域設定の基準に基づき、広島圏都市計画区域（呉市）の一部（約 1,483.8ha）、川尻安浦都市計画区域の一部（約 147.9ha）、音戸都市計画区域の一部（約 32.4ha）に次のとおり居住誘導区域（合計：約 1,664.2ha）を設定します。

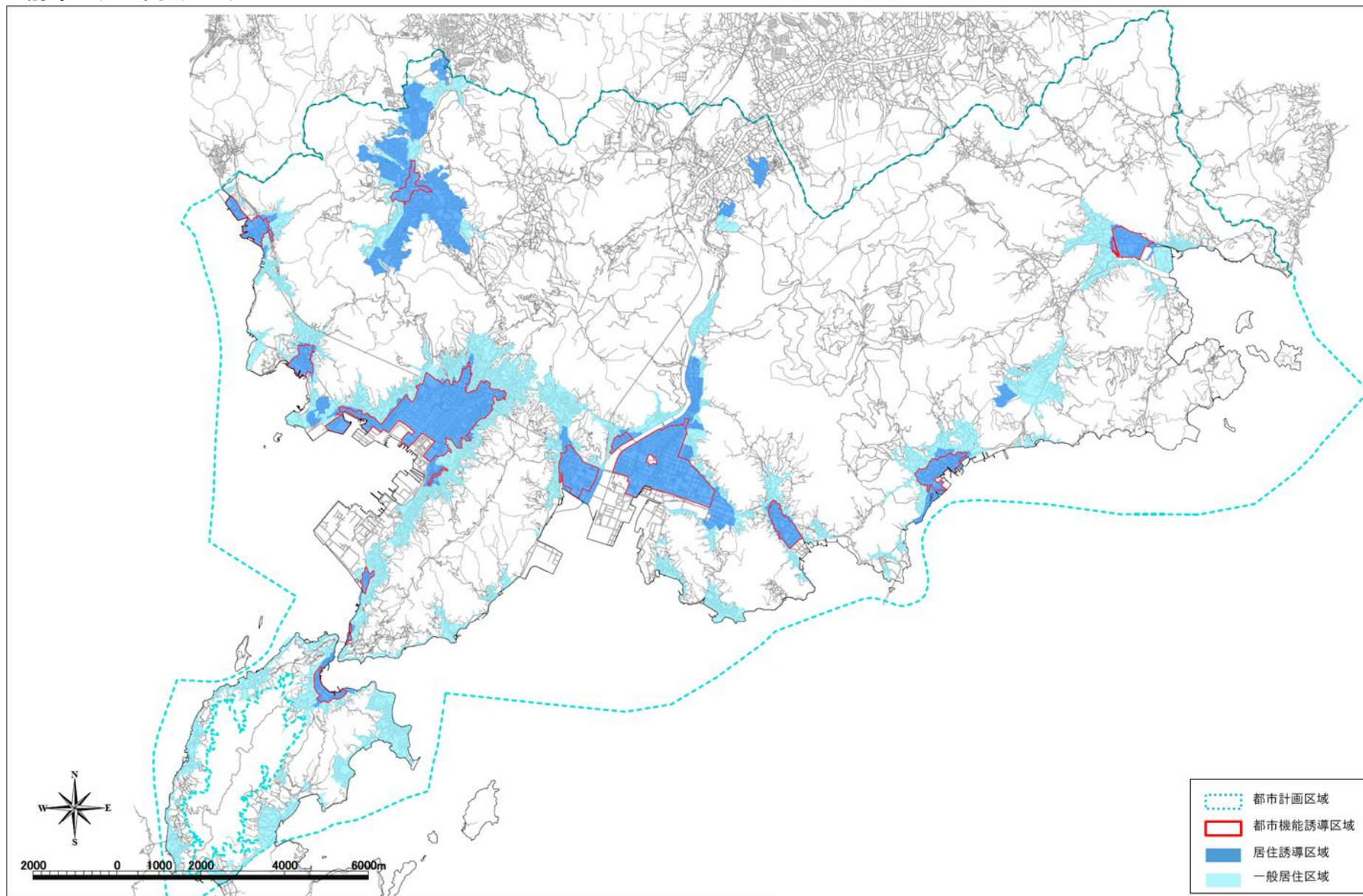
■居住誘導区域：約 1,664.2ha



(3) 誘導区域及び市独自区域の設定

誘導区域及び市独自区域を次のとおり、設定します。

■ 誘導区域と市独自区域



3 誘導施策の設定

(1) 誘導施策の基本的な考え方

本市が目指す「つながり、にぎわい、誰もが住み続けたい都市「くれ」」の実現に向け、居住や誘導施設の立地の誘導、また、まちづくりと連携した公共交通ネットワークの構築に向けた施策を展開していきます。

誘導施策は、国等が直接行う支援や市が行う施策について類型し、市が行う施策については、五つのまちづくりの方針に基づき位置付けを行います。

■市が行う主な具体的な施策

まちづくりの方針	都市機能誘導区域に誘導施設の 立地を誘導するための施策	居住誘導区域内に 居住を誘導するための施策
まちづくりの方針 1	・ 誘導施設（公共・民間）の整備に対する国の補助制度の活用 ★都市計画制度の活用	・ 医療体制の継続的な確保と人材育成 ・ 地域における子育て支援の充実 ・ 雇用の創出・定住につながる新産業の育成 ・ 都市計画制度の活用による良好な居住環境の形成 ・ 都市間・地域間を結ぶ幹線道路網の整備 ・ コミュニティ形成の場の創出 ・ AI や IoT 等の新技術の活用
まちづくりの方針 2	・ 中心市街地のにぎわいと交流を生み出す施設の機能強化 ・ 観光産業による所得向上と雇用創出 ・ 民間活力によるにぎわいの創出 ★関係人口の創出によるにぎわいづくり	★都市環境の保全と形成
まちづくりの方針 3	・ ウォーカブルなまちづくりの推進 ・ 呉市公共施設等総合管理計画等に基づく公共施設の適正配置	・ 地域で支える健康・医療・福祉環境の構築 ・ 道路や公園、上下水道等の暮らしを支える社会基盤の適正な維持・整備
まちづくりの方針 4	・ 防災拠点の機能の強化	・ 定住・移住の促進 ・ 防災知識の普及啓発と避難体制の整備 ・ 防災・減災機能の強化による市街地の強靱化 ★災害リスクが低いエリアへの移転の検討

・ 継続施策 ★新たに検討が必要な施策

第5章 防災指針

1 防災指針の基本的な考え方

(1) 防災指針の作成について

我が国の都市防災として、関東大震災や阪神・淡路大震災の被害を教訓に都市火災対策や建築物の耐震性の向上等が進められてきましたが、近年では、気候変動に伴う豪雨災害の頻発・激甚化、東日本大震災や能登半島地震による津波の被害、南海トラフ巨大地震発生の切迫性の高まり等を踏まえ、様々な災害に対応するまちづくりの必要性が増々高まっています。

呉市においても、土砂崩れや高潮による浸水等により、市民の生命や財産等が甚大な被害を受け、その度に災害から立ち直る経験をしてきた歴史があります。

こうした中、計画に記載する事項として、「居住誘導区域にあっては住宅の、都市機能誘導区域にあっては誘導施設の立地及び立地の誘導を図るための都市の防災に関する機能の確保に関する指針に関する事項（防災指針）」が新たに位置付けられ、全国的にコンパクトで安全なまちづくりが推進されています。

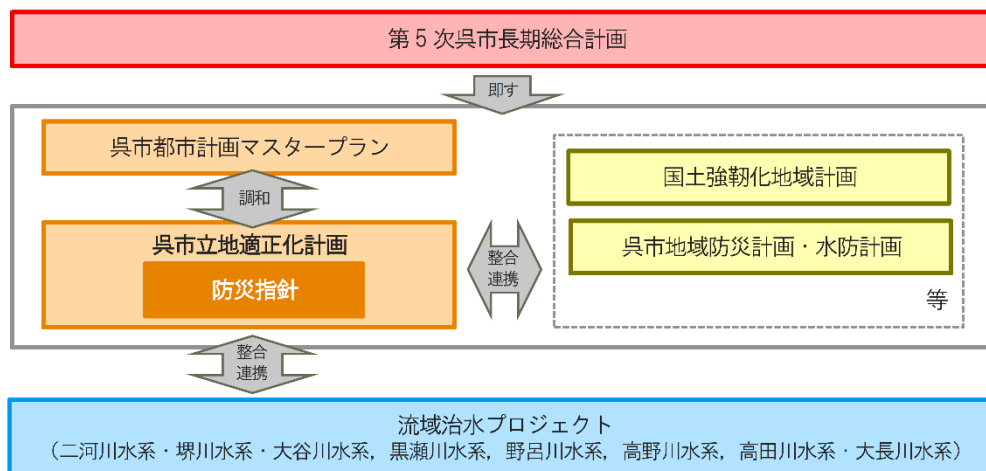
これを受けて、本市では本計画のまちづくり方針4「安全な市街地への居住誘導による、安心して暮せるまちづくり」の実現に向けて、防災・減災対策を計画的かつ着実に取り組むことを目的に「防災指針」を定めます。

(2) 防災指針の位置付け

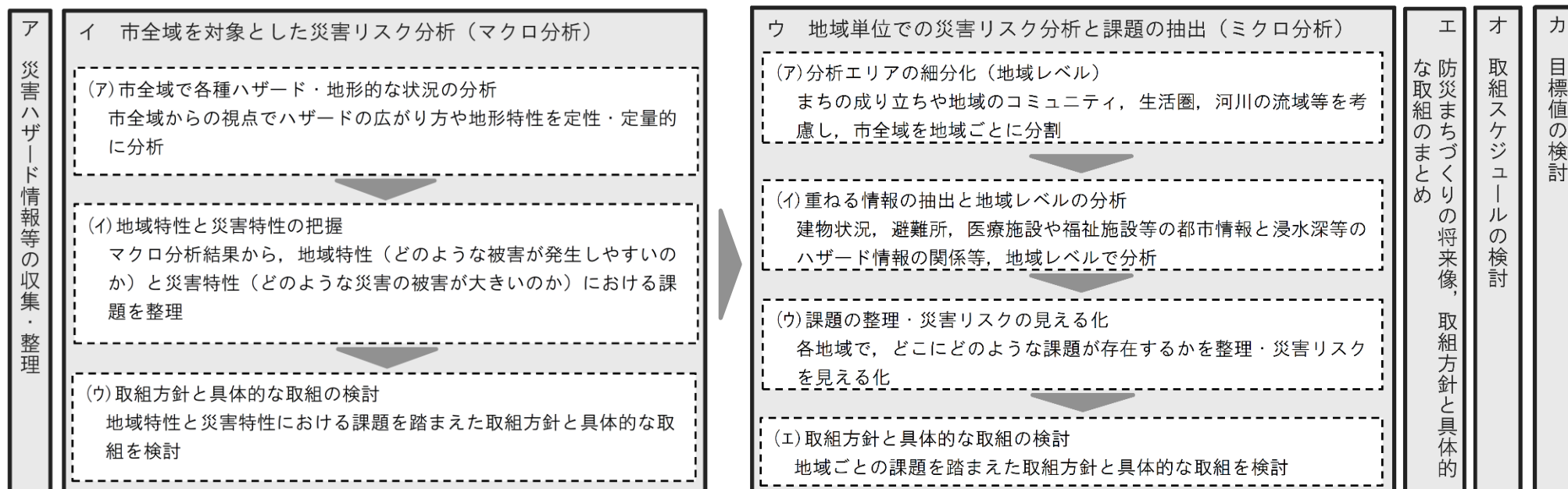
呉市の防災指針は、中長期的な都市の将来像を示す「呉市都市計画マスタープラン」と調和し、各種災害の予防、応急対策、復旧・復興までの市全域を対象とした防災関連の一連の事項を定めた「呉市地域防災計画・水防計画」や、まちづくり政策や産業政策も含めた総合的な取組をとりまとめた「国土強靱化地域計画」、国・県・市の連携による「流域治水プロジェクト」等と整合・連携を図りつつ、まちづくりにおける総合的かつ計画的な防災・減災対策を進めるための方針として位置付けます。

また、防災指針は、居住誘導区域等における防災・減災対策の取組方針等を位置付けることとされていますが、呉市では、全域での持続的なまちづくりを行うこととしていることから、居住誘導区域等を含まない地域（都市計画区域外の地域）についても対象とします。

【防災指針の位置付け】



(3) 防災指針作成の流れ



2 災害ハザード情報等の収集・整理

(1) 分析の対象とする災害・規模

呉市に指定・公表等がされている次のハザードを分析の対象とします。また、ミクロ分析ではこれらの各災害ハザードに都市情報を重ね合わせた分析を行います。

■使用する災害ハザード一覧

項目	ハザード情報	出典
洪水	洪水浸水想定区域【計画規模（L1）】 〔対象河川：二河川，黒瀬川，野呂川〕	広島県「洪水ポータルひろしま」 （令和2年12月）
	洪水浸水想定区域【想定最大規模（L2）】 〔対象河川：二河川，黒瀬川，野呂川，中小河川 （平谷川，堺川，内神川，大谷川，長谷川，野呂川（ダムより上流）， 中切川，中畑川，高野川，高田川，大長川）〕	
	洪水浸水継続時間【想定最大規模（L2）】 〔対象河川：二河川，黒瀬川，野呂川〕	
	家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流・河岸侵食）【想定最大規模（L2）】 〔対象河川：二河川，黒瀬川，野呂川〕	
高潮	高潮浸水想定区域【30年確率】	広島県「高潮・津波災害ポータルひろしま」（平成20年8月）
	高潮浸水想定区域【想定最大規模（L2）】	広島県「高潮・津波災害ポータルひろしま」（令和3年8月）
	高潮浸水継続時間【想定最大規模（L2）】	
	平成16年台風16号・18号の浸水実績	広島県資料より作成
土砂災害	土砂災害警戒区域，土砂災害特別警戒区域	広島県「土砂災害ポータルひろしま」（令和5年12月時点）
津波	津波災害警戒区域	広島県「高潮・津波災害ポータルひろしま」（平成31年3月）
地震	震度分布	呉市資料より作成
	液状化危険度	広島県「広島県地震被害想定調査報告書（平成25年10月）」 より作成
ため池氾濫	ため池浸水想定区域	呉市資料より作成

■使用する都市情報一覧

都市情報	出典
建物情報（建物分布，建物構造）	広島県「広島県都市計画基礎調査（令和4年）」
避難所・避難場所	呉市資料「災害時の避難所・避難場所」（令和5年時点）
都市機能（医療・福祉機能）	呉市資料より作成
インフラ（上・下水，排水機場等）	呉市資料より作成
緊急輸送道路	国土交通省「国土数値情報」，広島県「広島県緊急輸送道路ネットワーク計画（令和5年2月）」
大規模盛土造成地	呉市資料「大規模盛土造成地マップ（平成31年1月）」

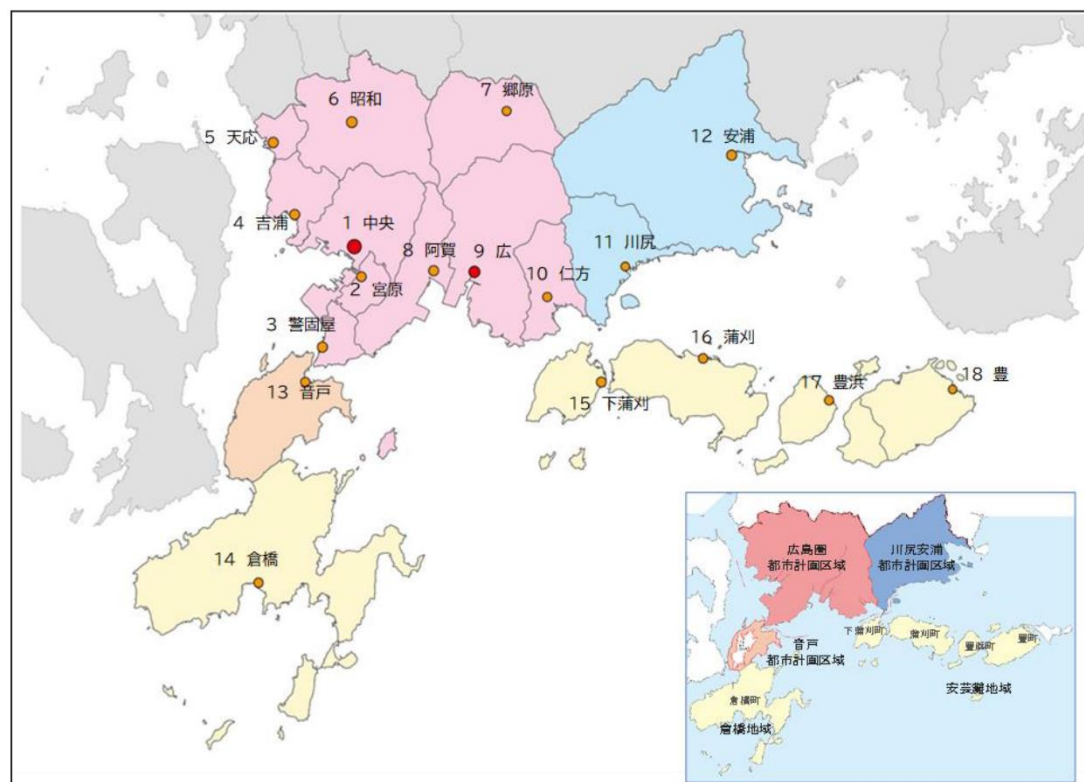
(2) 分析の単位

マクロ分析では，市全域を対象とし，地形や都市の成り立ち等の地域特性や災害リスクの状況を俯瞰的に捉え，災害特性を把握します。

ミクロ分析では，細分化した地域レベルにおいて，災害リスクの高い箇所を抽出し，災害リスクの見える化を行います。なお，地域区分については，まちの成り立ちや生活圏，地形条件を考慮し，「呉市都市計画マスタープラン」で定める都市拠点及び地域拠点の18地域を分析の単位とします。

(1)	中央地域	(10)	仁方地域
(2)	宮原地域	(11)	川尻地域
(3)	警固屋地域	(12)	安浦地域
(4)	吉浦地域	(13)	音戸地域
(5)	天応地域	(14)	倉橋地域
(6)	昭和地域	(15)	下蒲刈地域
(7)	郷原地域	(16)	蒲刈地域
(8)	阿賀地域	(17)	豊浜地域
(9)	広地域	(18)	豊地域

【ミクロ分析の単位】



出典：呉市「呉市都市計画マスタープラン（令和5年3月）」

(3) 分析の項目

ア マクロ分析

マクロ分析では、以下の項目について、呉市の地域特性及び災害特性を把握し、市全域における課題の抽出を行います。

■マクロ分析の分析項目

項目		情報
地域特性		・ 地形（標高図） ・ 本市の成り立ち
災害 特性	洪水	・ 洪水浸水想定区域【計画規模（L1）、想定最大規模（L2）】 ・ 洪水浸水継続時間【想定最大規模（L2）】 ・ 家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流，河岸侵食）【想定最大規模（L2）】
	高潮	・ 高潮浸水想定区域【30 年確率，想定最大規模（L2）】 ・ 高潮浸水継続時間【想定最大規模（L2）】 ・ 平成 16 年台風 16 号・18 号の浸水実績
	土砂災害	・ 土砂災害警戒区域 ・ 土砂災害特別警戒区域
	津波	・ 津波災害警戒区域【南海トラフ巨大地震，瀬戸内海域の活断層及びプレート内地震の 5 つの津波を想定】
	地震	・ 震度分布【南海トラフ巨大地震，安芸灘～伊予灘の地震，直下地震の最大震度】 ・ 液状化危険度【安芸灘～伊予灘～豊後水道の地震（北から破壊）】
	ため池氾濫	・ ため池浸水想定区域【ため池が満水状態のときに，降雨がない状態で堤防が瞬時に決壊した場合を想定】

イ ミクロ分析

ミクロ分析では、ハザード情報と都市情報を重ね合わせ、分析の視点から各地域の課題を抽出します。

■ミクロ分析の分析項目と分析の視点

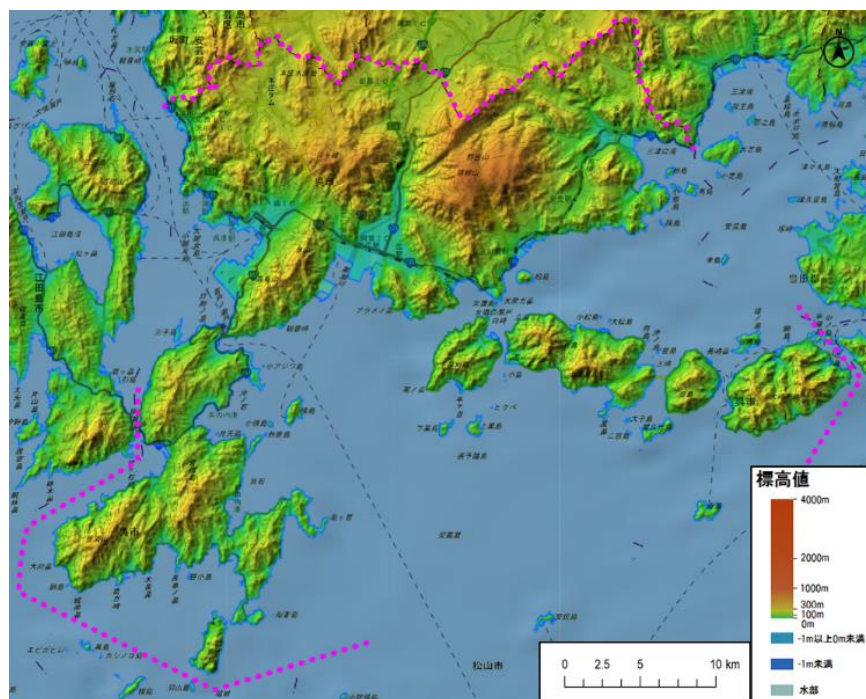
分析項目				分析の視点
区分※	ハザード情報		都市情報	
Ⅰ	洪水	浸水深 (L1)	建物階数	垂直避難で対応できるか
			避難所・避難場所	徒歩圏外の地域はないか
			都市機能（医療・福祉機能）	早期避難すべき施設はないか
			インフラ（上・下水，排水機場等）	浸水による機能停止はないか
			緊急輸送道路	不通となる緊急輸送道路はないか
Ⅰ	高潮	浸水深 (30 年 確率)	建物階数	垂直避難で対応できるか
			避難所・避難場所	徒歩圏外の地域はないか
			都市機能（医療・福祉機能）	早期避難すべき施設はないか
			インフラ（上・下水，排水機場等）	浸水による機能停止はないか
			緊急輸送道路	不通となる緊急輸送道路はないか
Ⅰ ・ Ⅱ	土砂災害	土砂災害 に関する 区域	避難所	徒歩圏外の地域はないか
			都市機能（医療・福祉機能）	避難支援が必要な施設はないか
			インフラ（上・下水，排水機場等）	災害による機能停止はないか
			緊急輸送道路	不通となる緊急輸送道路はないか
Ⅱ	津波	浸水深	建物構造（木造建物）	構造被害が発生，流出する木造建物はないか
			避難所・避難場所	徒歩圏外の地域はないか
			都市機能（医療・福祉機能）	早期避難すべき施設はないか
			インフラ（上・下水，排水機場等）	浸水による機能停止はないか
			緊急輸送道路	不通となる緊急輸送道路はないか
Ⅱ	地震	震度分布	大規模盛土造成地	大規模盛土造成地はないか
			建物構造（旧耐震基準木造建物）	旧耐震基準木造建物はないか
			緊急輸送道路	また，旧耐震基準木造建物の倒壊により，不通となる緊急輸送道路はないか
Ⅰ ・ Ⅱ	ため池 氾濫	ため池 浸水想定 区域	建物分布	浸水するおそれのある建物はないか
			都市機能（医療・福祉機能）	早期避難すべき施設はないか
			インフラ（上・下水，排水機場等）	浸水による機能停止はないか
			緊急輸送道路	不通となる緊急輸送道路はないか

※区分Ⅰ：台風や大雨を起因とした災害（洪水，高潮，土砂災害，ため池氾濫），区分Ⅱ：地震を起因とした災害（土砂災害，津波，地震，ため池氾濫） 25

3 市全域を対象とした災害リスク分析（マクロ分析）

(1) 地形（標高図）

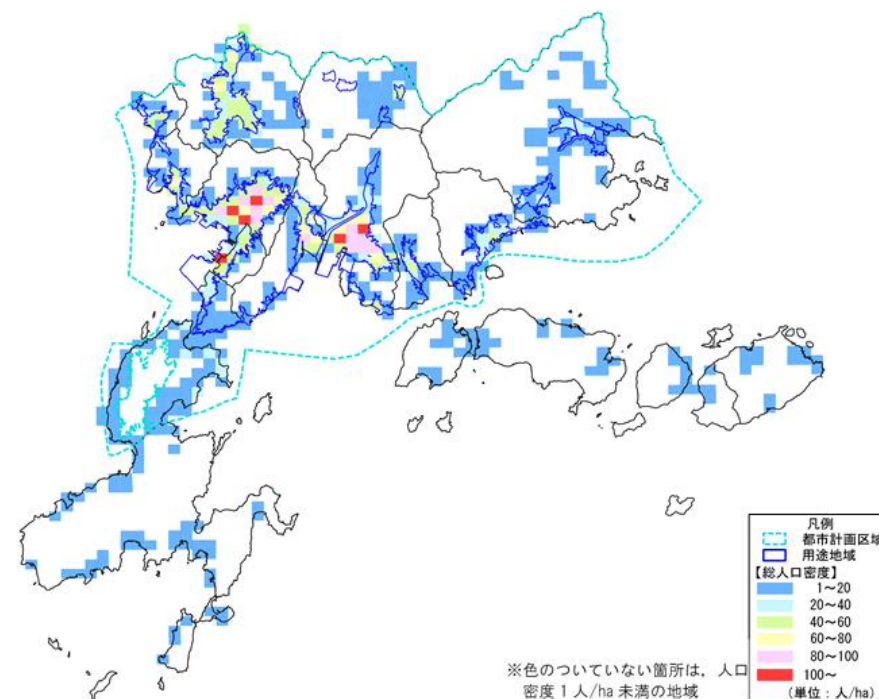
- ・ 灰ヶ峰や野呂山を始めとした標高の高い山々が連なり、その山間部を流れる河川により地域が分断されている
- ・ 山地と沿岸に囲まれた、河川沿いの標高の低い平たん部などに市街地が集中



出典：国土地理院「地理院地図（WEB）」における
「色別標高図」より作成

(2) 人口分布

- ・ 海軍の町として発展し、山腹の斜面地に住居が拡大
- ・ 終戦後は、臨海工業地域として発展したが、現在も斜面地に一定程度の住居が存在
- ・ 合併により市域が拡大



出典：国土地理院「地理院地図（WEB）」における
「色別標高図」より作成

(3) 洪水

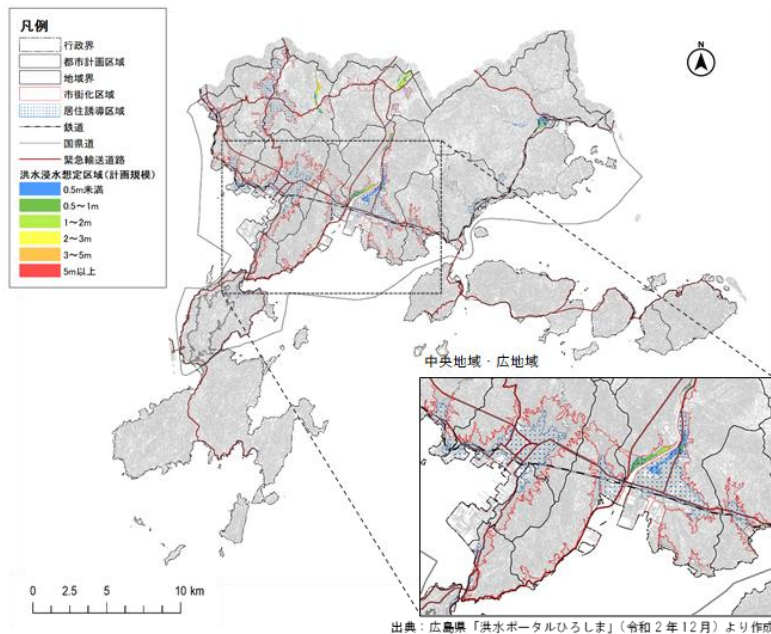
ア 洪水浸水想定区域

- ・計画規模での浸水リスクは昭和地域の東部の二河川沿川，黒瀬川沿川，野路川沿川に分布
- ・想定最大規模では居住誘導区域の約4割に浸水リスクが存在

計画規模（L1）

河川整備計画の基本となる規模

※想定する発生確率 二河川・野呂川：50年に1回程度，
黒瀬川：100年に1回程度



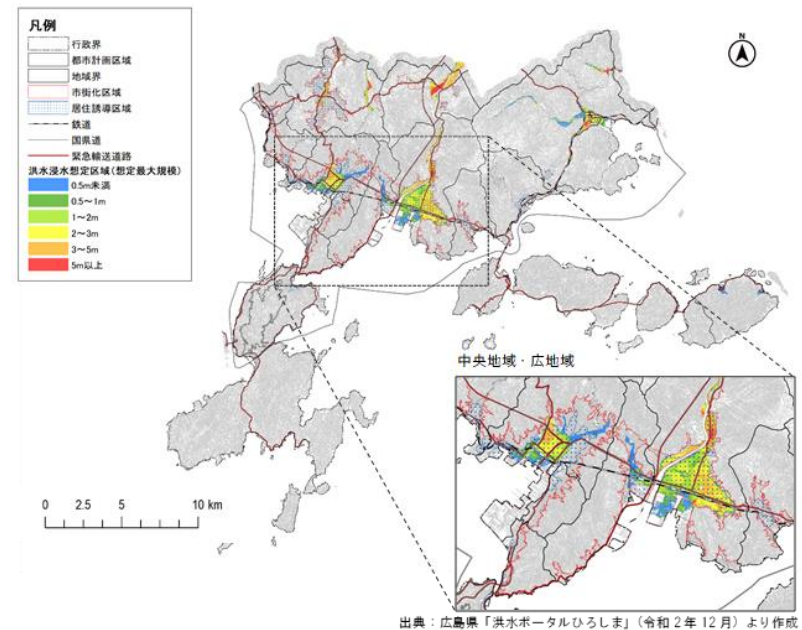
■各地域における洪水浸水ランク別の面積割合 単位：％

浸水区分 (m)	計画規模（L1）						合計
	～ 0.5	0.5 ～ 1.0	1.0 ～ 2.0	2.0 ～ 3.0	3.0 ～ 5.0	5.0 ～	
市全域	0.2	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.4
用途地域	1.1	0.6	0.3	0.0	0.0	0.0	2.0
居住誘導区域	2.4	1.0	0.2	0.0	0.0	0.0	3.6

想定最大規模（L2）

1000年に1回程度の想定し得る最大規模の降雨による浸水を想定した結果であり，想定し得る最大の規模

※想定する発生確率 黒瀬川・二河川・野呂川・二級水系
中小河川（西部地域東ブロック，黒瀬川流域，竹原地域，
島嶼部地域）：1000年に1回程度



■各地域における洪水浸水ランク別の面積割合 単位：％

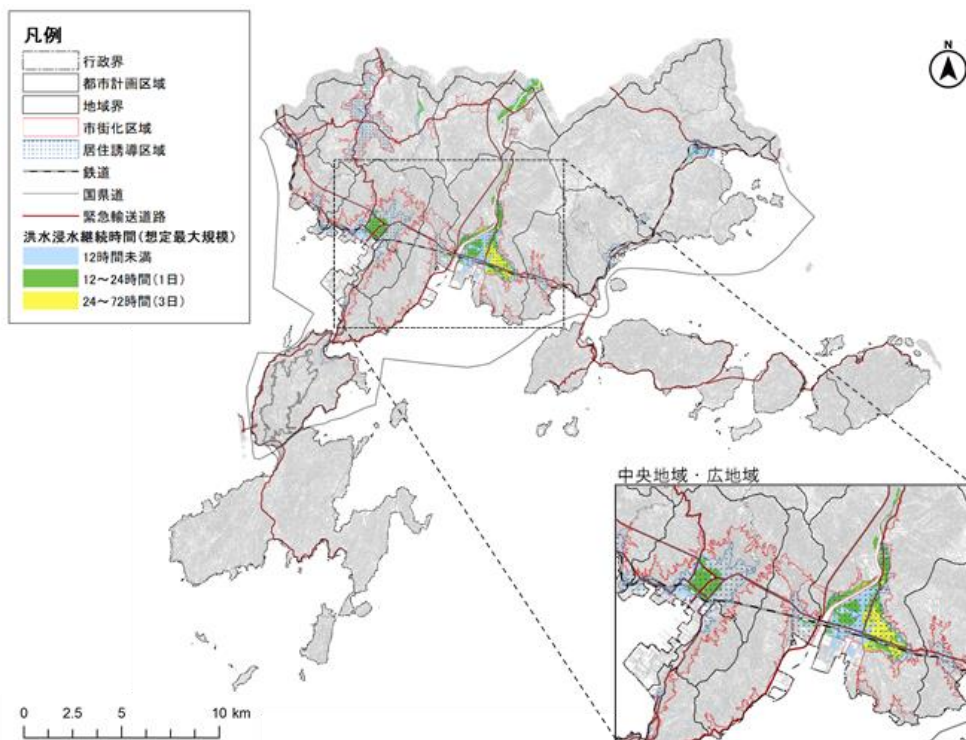
浸水区分 (m)	想定最大規模（L2）						合計
	～ 0.5	0.5 ～ 1.0	1.0 ～ 2.0	2.0 ～ 3.0	3.0 ～ 5.0	5.0 ～	
市全域	0.8	0.5	0.9	0.9	0.7	0.2	4.0
用途地域	4.8	3.3	6.5	6.2	4.4	0.4	25.6
居住誘導区域	4.7	4.2	11.8	11.6	8.3	0.7	41.3

イ 洪水浸水継続時間

- ・洪水による浸水により長期避難（72時間以上）となるエリアはない

想定最大規模（L2）

「想定し得る最大規模の降雨（L2）」により、屋外への避難が困難となる浸水深（0.5m）に達してから、その水深を下回るまでにかかる時間



出典：広島県「洪水ポータルひろしま」（令和2年12月）より作成

■洪水浸水継続時間別の面積割合 単位：％

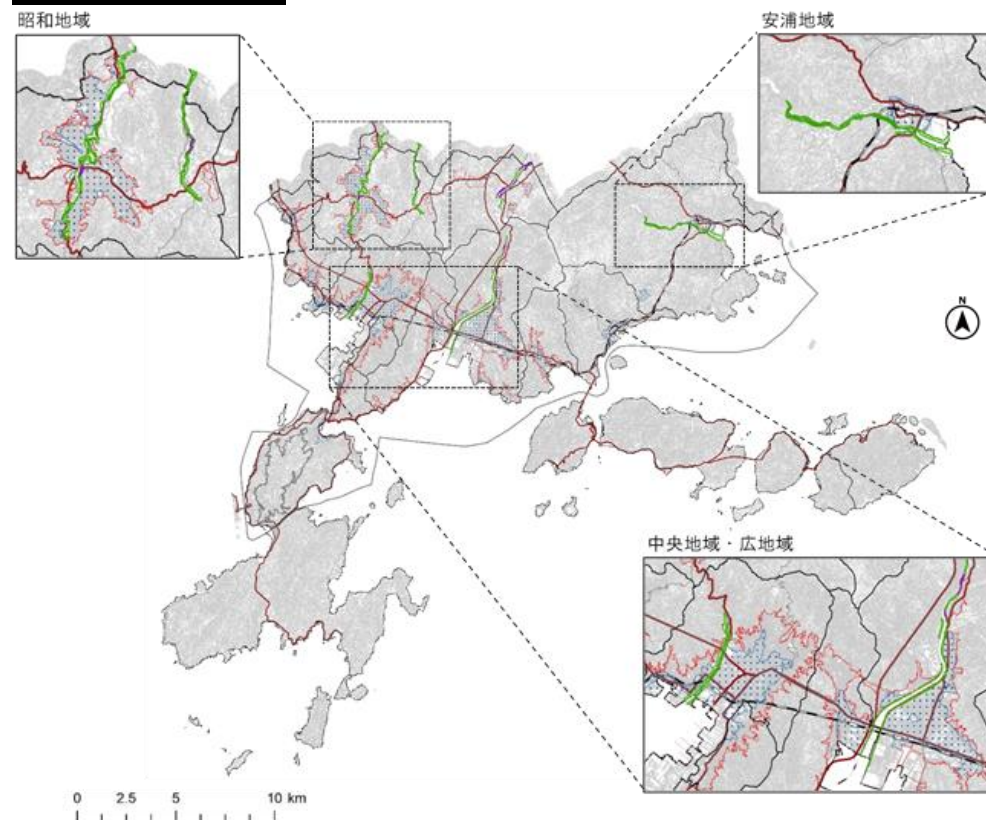
浸水継続時間 (時間)	0～12	12～24	24～72	合計
市全域	1.4	1.1	0.3	2.8
用途地域	9.4	8.2	2.9	20.6
居住誘導区域	16.0	14.8	5.3	36.1

ウ 家屋倒壊等氾濫想定区域

- ・黒瀬川，二河川，野呂川の沿川に家屋倒壊等氾濫想定区域が存在
- ・居住誘導区域内でも中央地域や昭和地域，広地域，安浦地域の河川沿川に河岸侵食のリスク，中央地域と昭和地域の河川沿川に氾濫流のリスクが存在

想定最大規模（L2）

1000年に1回程度の想定し得る最大規模の降雨による浸水を想定した結果であり，想定し得る最大の規模



■家屋倒壊等氾濫想定区域の面積割合 単位：％

	家屋倒壊等氾濫想定区域		
	氾濫流	河岸侵食	合計
市全域	0.5	0.1	0.6
用途地域	2.4	0.2	2.6
居住誘導区域	2.9	0.2	3.1

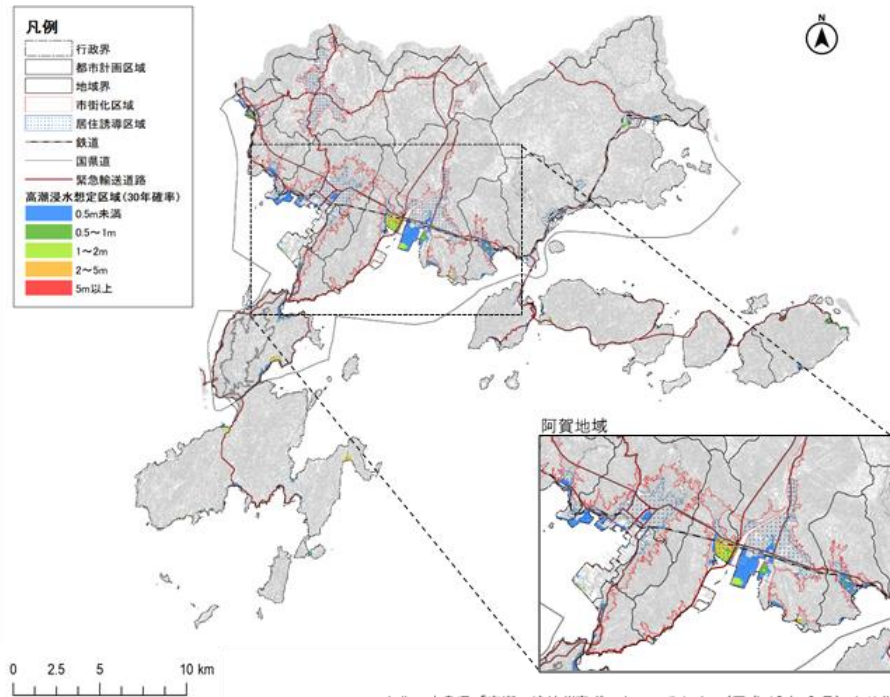
(4) 高潮

ア 高潮浸水想定区域

- ・ 30 年確率での浸水リスクは沿岸部に点在しており，特に阿賀地域に集中
- ・ 想定最大規模では，居住誘導区域の 5 割以上に浸水リスクが存在

30 年確率

30 年間に 1 回起こり得る最大風速で発生した波浪規模が既往最高潮位と重なった場合を想定



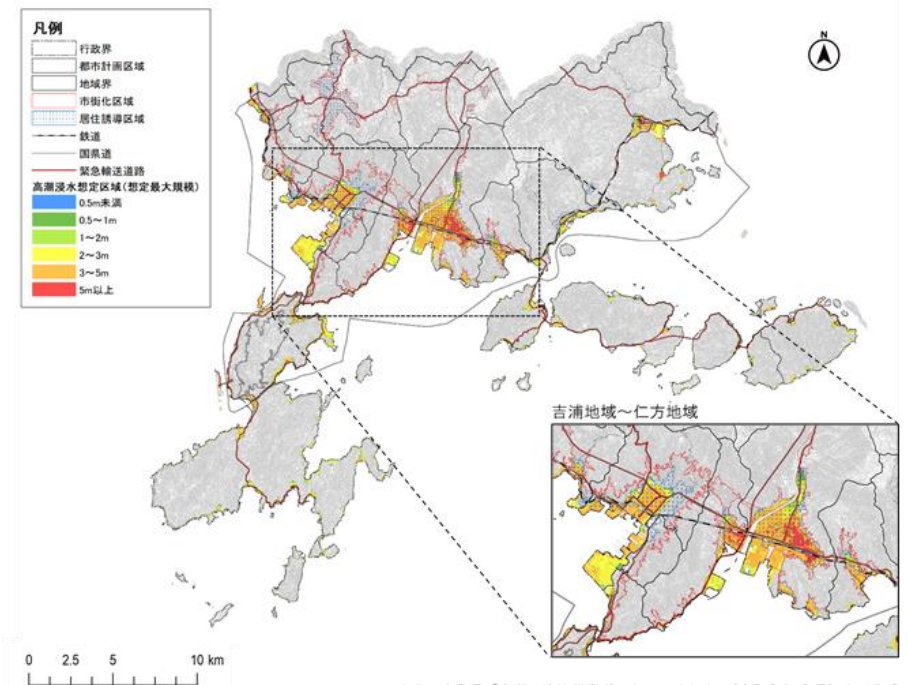
出典：広島県「高潮・津波災害ポータルひろしま」（平成 18 年 3 月）より作成

■各地域における高潮浸水ランク別の面積割合 単位：％

浸水区分 (m)	30 年確率					合計
	～ 0.5	0.5 ～ 1.0	1.0 ～ 2.0	2.0 ～ 5.0	5.0 ～	
市全域	1.3	0.3	0.2	0.1	0.0	1.9
用途地域	8.4	1.7	1.3	0.7	0.0	12.1
居住誘導区域	8.1	2.4	1.9	1.4	0.0	13.8

想定最大規模 (L2)

国内観測史上，最も大きな台風が広島県沿岸に最悪な被害を与える経路で襲来した場合を想定



出典：広島県「高潮・津波災害ポータルひろしま」（令和 3 年 8 月）より作成

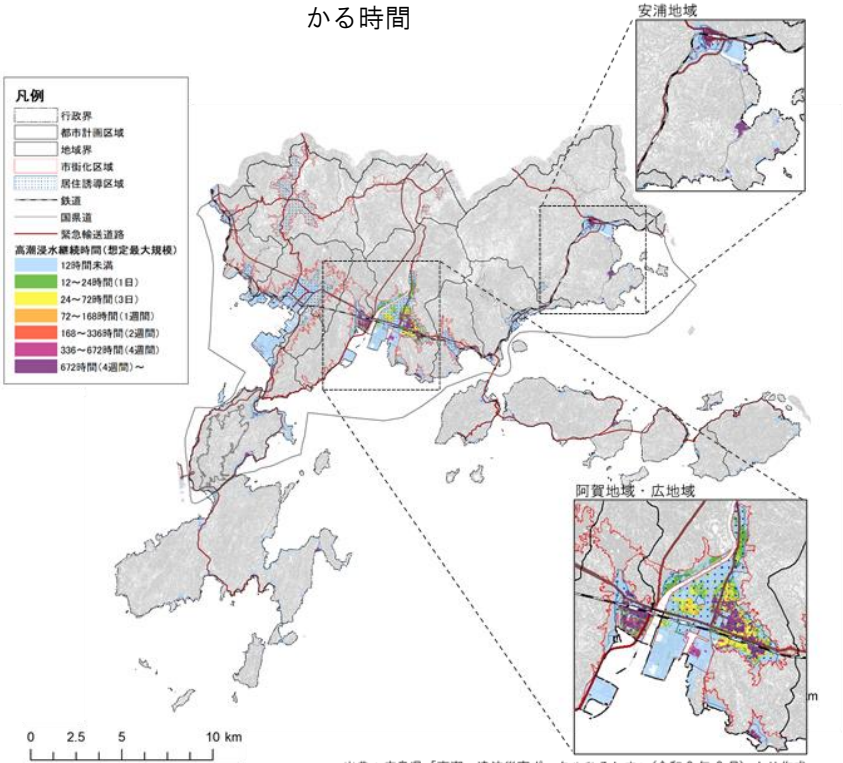
■各地域における高潮浸水ランク別の面積割合 単位：％

浸水区分 (m)	想定最大規模						合計
	～ 0.5	0.5 ～ 1.0	1.0 ～ 2.0	2.0 ～ 3.0	3.0 ～ 5.0	5.0 ～	
市全域	0.3	0.3	1.0	2.5	3.7	0.4	8.2
用途地域	0.8	1.2	3.3	10.3	24.9	3.5	44.0
居住誘導区域	1.0	1.2	3.8	8.5	34.1	7.1	55.7

イ 高潮浸水継続時間

- ・ 阿賀地域や広地域，安浦地域を中心に，居住誘導区域の約 1 割に，長期避難（72 時間以上）となるリスクが存在

想定最大規模（L2） 「国内観測史上，最も大きな台風が広島県沿岸に最悪な被害を与える経路で襲来した場合を想定」した浸水により，屋外への避難が困難となる浸水深（0.5m）に達してから，その水深を下回るまでにかかる時間



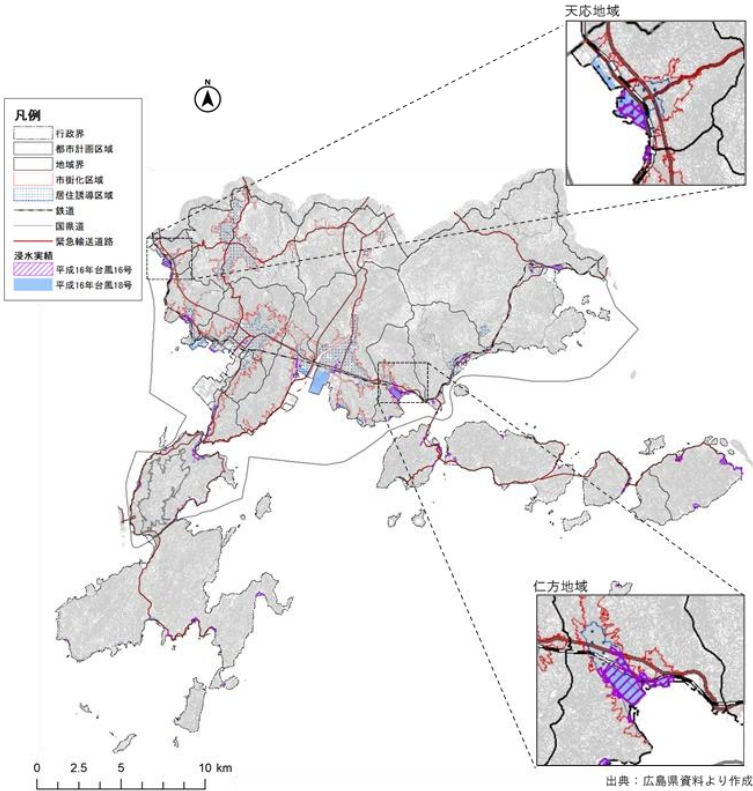
■各地域における浸水継続時間別の面積割合 単位：％

浸水継続時間 (時間)	～12	12 ～ 24	24 ～ 72	72 ～ 168	168 ～ 226	336 ～ 672	672 ～	合計
市全域	6.9	0.3	0.3	0.0	0.0	0.1	0.6	8.2
用途地域	34.6	2.8	2.5	0.2	0.0	0.9	3.0	44.0
居住誘導区域	38.0	4.6	4.1	0.4	0.2	1.6	6.7	55.7

ウ 平成 16 年台風 16 号・18 号の浸水実績マップ

- ・ 沿岸部に浸水エリアが存在
- ・ 天応地域や仁方地域では，台風 16 号・18 号ともに広い範囲で浸水

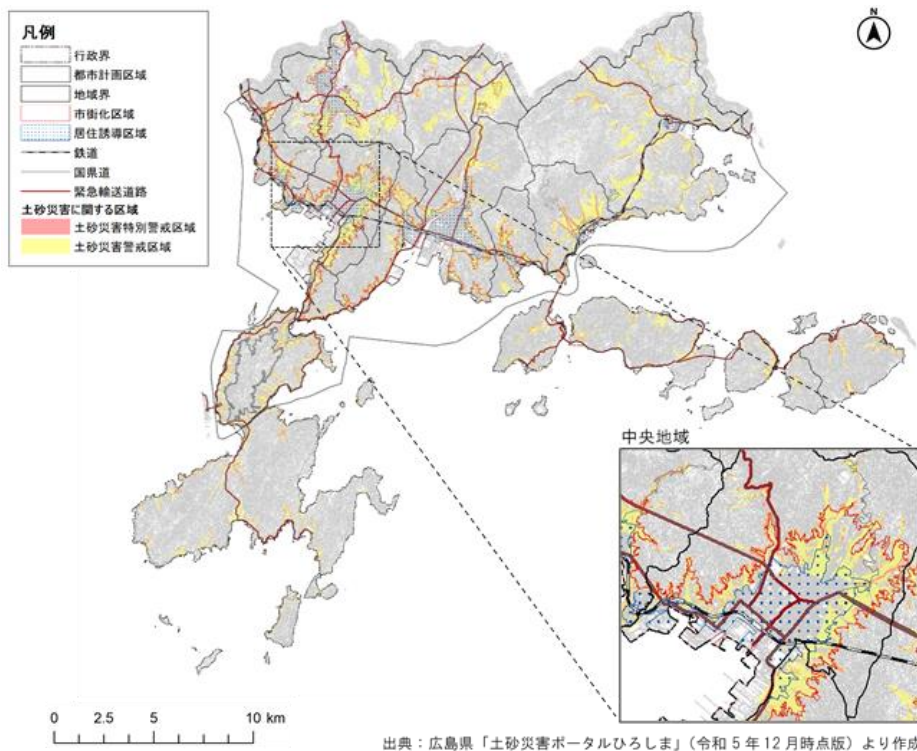
広島県で多大な被害をもたらした平成 16 年台風 16 号・18 号の浸水区域を表示



(5) 土砂災害

- ・土砂災害に関する区域が市全域に広く指定
- ・住居が広がっている斜面地にも土砂災害特別警戒区域が存在

土砂災害に関する区域（土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域）



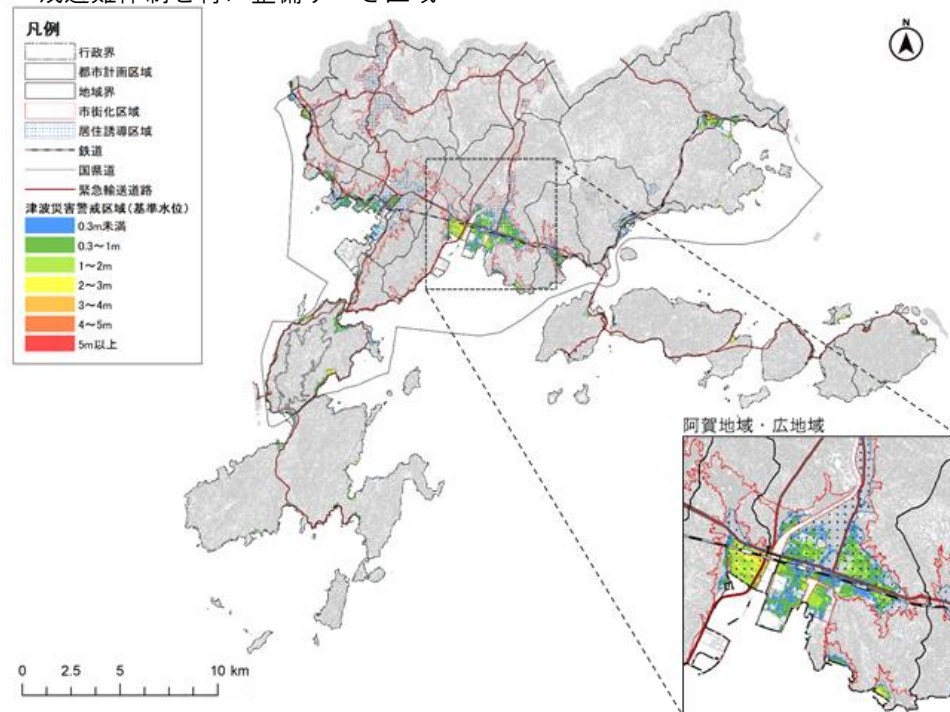
■土砂災害に関する区域の面積割合 単位：％

	土砂災害 警戒区域	土砂災害特別 警戒区域	合計
市全域	14.7	3.0	17.7
用途地域	37.1	4.9	42.0
居住誘導区域	24.7	0.0	24.7

(6) 津波

- ・沿岸部を中心に標高の低いエリアが津波災害警戒区域に指定
- ・居住誘導区域の約3割が津波災害警戒区域であり、阿賀地域や広地域では木造建築物全壊のおそれがある浸水深2m以上のエリアが存在

津波災害警戒区域は、最大クラスの津波が発生した場合に、住民等の生命・身体に危害が生じるおそれがある区域で、いざという時に津波から住民等が円滑かつ迅速に「逃げる」ことができるよう、津波災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域



■津波浸水ランク別の面積割合 単位：％

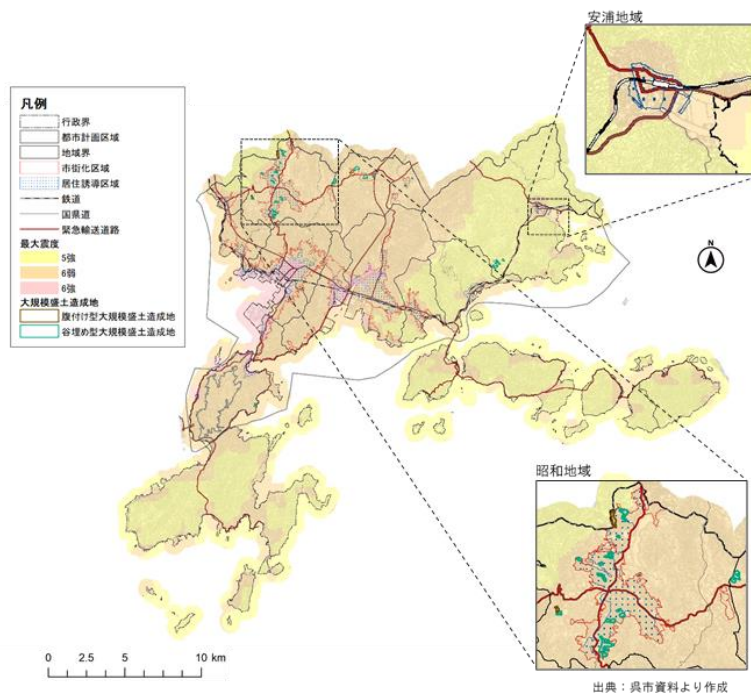
浸水区分 (m)	津波災害警戒区域							合計
	0.3 ～	0.3 ～	1.0 ～	2.0 ～	3.0 ～	4.0 ～	5.0 ～	
市全域	1.0	1.7	0.6	0.1	0.0	0.0	0.0	3.4
用途地域	6.0	9.5	3.6	0.6	0.1	0.0	0.0	19.8
居住誘導区域	6.8	14.0	7.4	1.9	0.3	0.0	0.0	30.4

(7) 地震

ア 震度分布

- ・市全域に地震による強い揺れのリスクがあり、居住誘導区域の約3割が震度6強のエリア
- ・昭和地域や郷原地域、安浦地域の居住誘導区域内には大規模盛土造成地が存在

本市域に大きな影響を及ぼすと想定される、南海トラフ巨大地震、安芸灘～伊予灘の地震、直下地震の最大震度を色別に表示



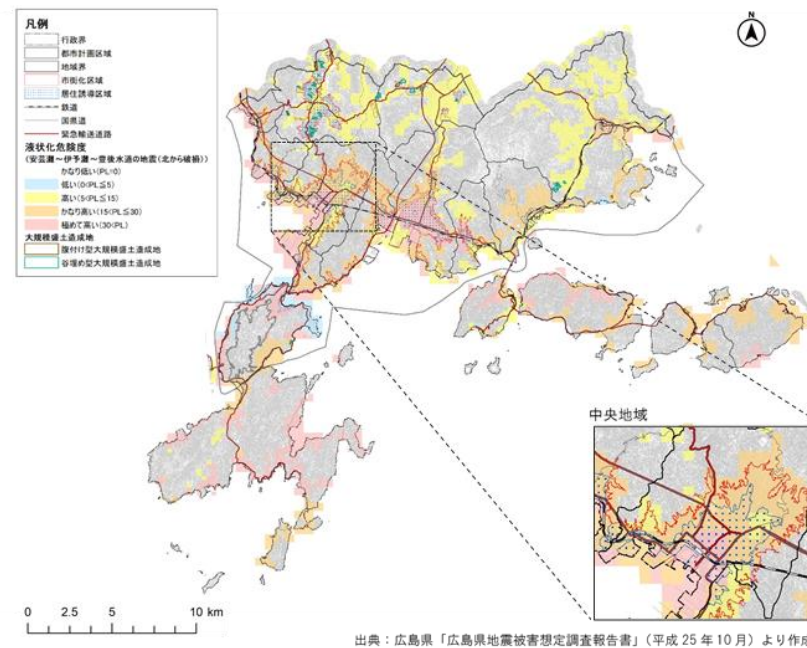
■震度階級別の面積割合 単位：％

震度階級	5 強	6 弱	6 強	合計
市全域	42.8	53.8	3.4	100.0
用途地域	0.5	72.8	26.7	100.0
居住誘導区域	1.8	70.2	28.0	100.0

イ 液状化危険度

- ・居住誘導区域の7割以上が液状化危険度「高い」又は「極めて高い」に該当
- ・昭和地域や郷原地域、安浦地域の居住誘導区域内には大規模盛土造成地が存在

液状化危険度とは、震度分布と土質状況をもとに、液状化（水を多く含んだ緩い砂地盤が地震時の揺れによって、地盤から水や砂が噴き出したり、地盤が液体のような現象）の危険度を示す PL 値を示したもの。本市において最も被害の大きいと考えられる「安芸灘～伊予灘～豊後水道の地震（北から破壊）」を表示



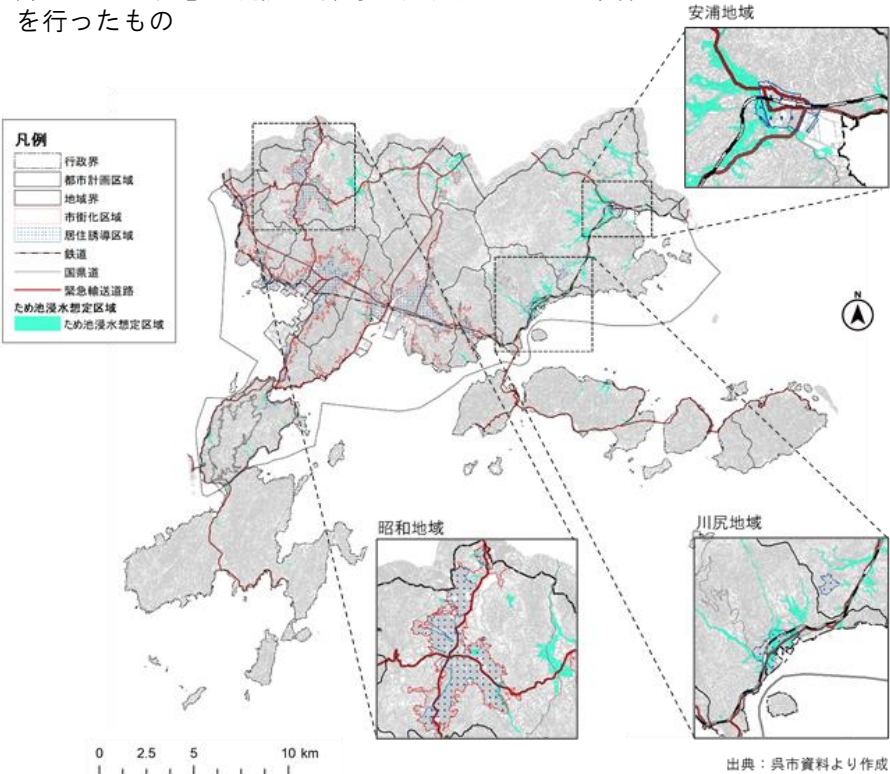
■液状化危険度別の面積割合 単位：％

液状化危険度	低い (0<PL≤5)	高い (5<PL≤15)	かなり高い (15<PL≤30)	極めて高い (30<PL)	合計
市全域	0.8	13.8	14.0	8.9	37.5
用途地域	0.2	18.8	36.9	29.7	85.6
居住誘導区域	0.9	14.0	30.5	34.2	79.6

(8) ため池氾濫

- ・ ため池浸水想定区域の大部分は居住誘導区域外に分布
- ・ 居住誘導区域内では、川尻地域や昭和地域、安浦地域の一部地域の周辺に分布

「防災重点ため池（決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池）」について、ため池が満水状態のときに、降雨がない状態で堤防が瞬時に決壊するという条件によりシミュレーションを行ったもの



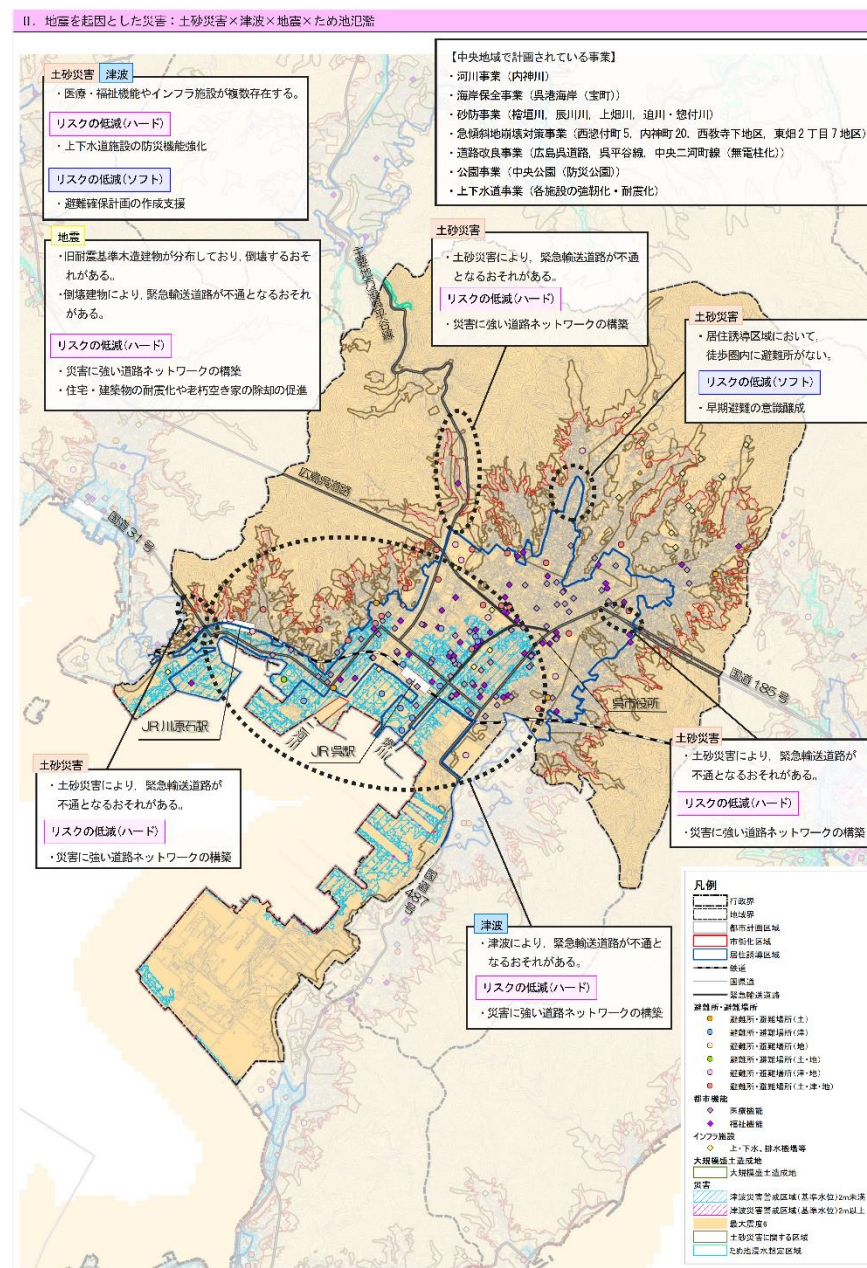
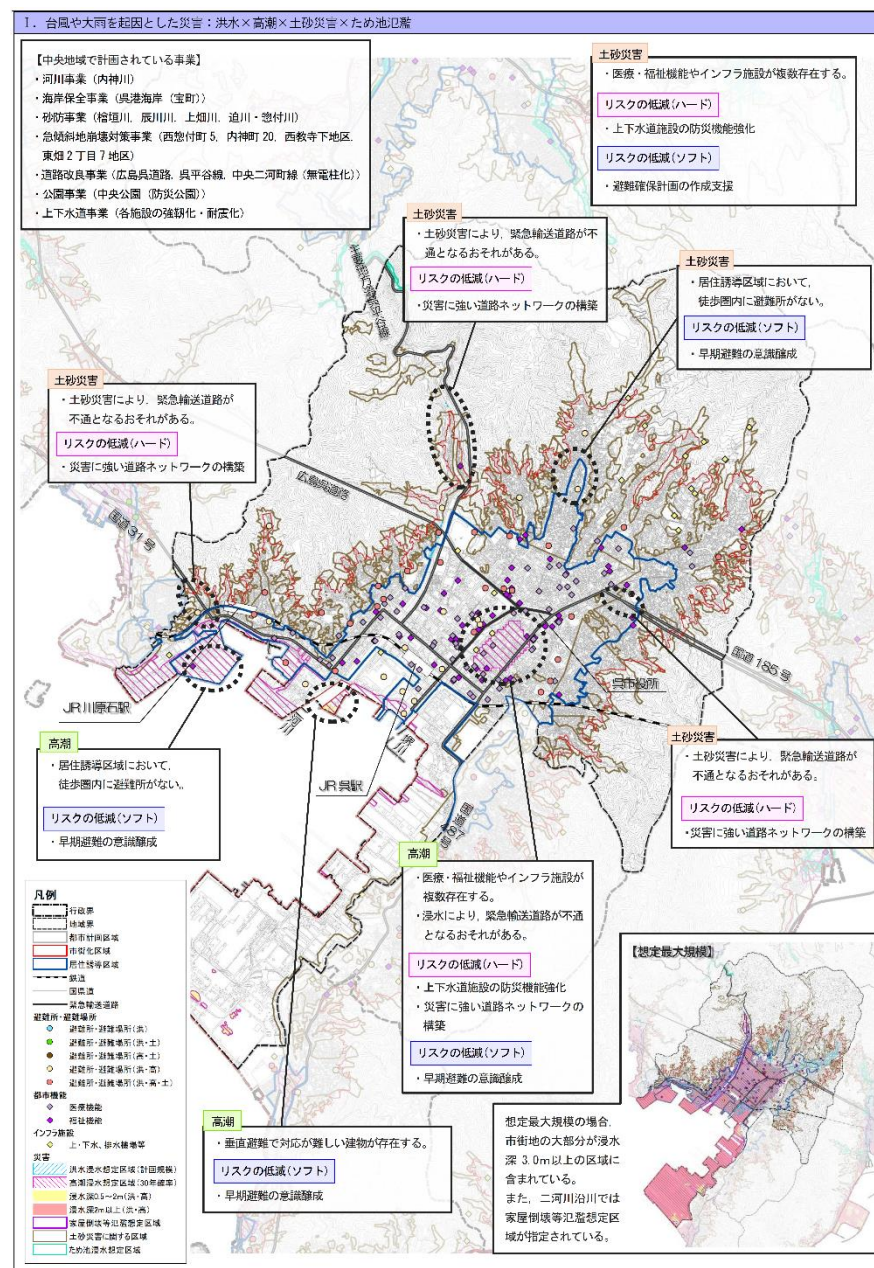
■ため池浸水想定区域に関する区域の面積割合 単位：％

	ため池浸水想定区域
市全域	2.3
用途地域	1.5
居住誘導区域	4.0

4 地域単位での災害リスク分析（ミクロ分析）

ミクロ分析では、地域別に各種ハザード情報と都市情報を重ね合わせ、防災上の課題を分析し、取組方針と具体的な取組内容を定めます。

■ミクロ分析の例（中央地域）



5 防災まちづくりの将来像と取組方針

(1) 防災まちづくりの将来像

防災まちづくりにおいては、地域の災害リスクを誰もが認識・共有したうえで、市民や企業及び行政が一体となって、地域の防災力を向上させていくことが重要になります。本計画における防災まちづくりの将来像を右図のとおり設定します。

《防災まちづくりの将来像》

多様な主体が相互に連携し、地域の防災力の向上による、
安心して住み続けられるまちづくり
～市民・企業・行政が共に災害リスクを認識し、
それぞれの役割で共に助け合う～

(2) 取組方針及び具体的な取組

防災まちづくりの将来像の実現に向けて、マクロ分析及びミクロ分析から抽出された防災上の課題、並びに、まちづくりの方針4を推進するために位置付けた誘導施策を踏まえた取組方針及び具体的な取組を次のとおり定めます。

対策の分類	取組方針	具体的な取組	実施主体	実施時期の目標		
				短期	中期	長期
リスクの回避 災害時に被害が発生しないようにする(回避する)ための取組	都市的土地利用の抑制	土砂災害特別警戒区域の市街化調整区域への編入	県・市	→	→	→
	定住・移住の促進	災害リスクの低いエリアへの住み替えの促進、土砂災害防止法第26条による移転勧告の活用を検討	県・市	→	→	→
		高齢者ニーズに応じた住まいの提供支援	市	→	→	→
リスクの低減(ハード) 災害時の被害をハード対策により軽減させるための取組	流域治水の促進	流域治水プロジェクトに基づいた事前防災対策	国・県・市	→	→	→
	都市基盤の整備	河川改修の促進	国・県・市	→	→	→
		海岸保全施設の整備	県・市	→	→	→
		土砂災害対策の推進(砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業)	国・県・市	→	→	→
		大規模盛土造成地の地質調査、地盤解析等の実施	市	→	→	→
		ため池の補強・廃止工事の推進	県・市	→	→	→
		上下水道施設の防災機能強化	市	→	→	→
		災害に強い道路ネットワークの構築	国・県・市	→	→	→
		公共施設の耐震化の推進	市	→	→	→
	防災拠点の機能強化	住宅・建築物の耐震化や老朽空き家の除却の促進	市・市民	→	→	→
		市役所・市民センター等の機能強化や呉駅における防災拠点機能の整備	市・事業者	→	→	→
		避難場所の確保や公園の防災機能の強化・充実	市	→	→	→
リスクの低減(ソフト) 災害時の被害をソフト対策により軽減させるための取組	孤立予想集落の災害予防対策	救援体制の充実、孤立に強い集落づくり	市・市民	→	→	→
	地域防災力の充実・強化	自主防災組織の結成・育成の促進	市・市民	→	→	→
	早期避難の意識醸成	防災情報メールの登録促進、防災行政無線の機能強化等	市・市民	→	→	→
	流域治水の促進(再掲)	流域治水プロジェクトに基づいた事前防災対策(再掲)	国・県・市	→	→	→
	防災・減災知識の普及啓発	ハザードマップや避難の手引きの周知	市・事業者・市民	→	→	→
		避難確保計画の作成支援	市・事業者	→	→	→
	ため池の適正管理	農業利用するため池の管理体制の確保	市・市民	→	→	→

短期：令和7年～令和12年（呉市長期総合計画と整合）

中期：令和13年～令和17年（呉市立地適正化計画の目標年）

長期：令和17年度以降

6 目標値

計画全体における目標値は「第6章 計画の推進」に設定していますが、防災指針においては、「安全で生活利便性が高い市街地への居住誘導」の評価指標である『居住誘導区域内の人口密度』を達成するために、以下の整備目標を設定します。

区分	評価指標	現状値 (基準年)	目標値 (目標年)	出典
リスクの回避	市街化区域内の土砂災害特別警戒区域の箇所数	1879 箇所 (R3)	0 箇所 (R25)	—
リスクの低減 (ハード)	緊急輸送道路、重要物流道路における橋りょうの耐震化箇所（累計）	0 橋 (R 元)	27 橋 (R7)	第5次呉市長期総合計画
	河川機能強化改修工事実施箇所（累計）	0 河川 (R 元)	20 河川 (R7)	第5次呉市長期総合計画
	急傾斜地崩壊対策工事実施箇所数（累計）	745 箇所 (R 元)	755 箇所 (R7)	第5次呉市長期総合計画
	高潮（津波）防護達成人口率	63.5% (R 元)	67.0% (R7)	第5次呉市長期総合計画
	ボトルネックを解消した河川数（累計）	0 河川 (R 元)	13 河川 (R7)	呉市土木未来プラン
	管路耐震化率（上水道）	12.8% (R4)	21.8% (R15)	呉市上下水道ビジョン
	管渠耐震化率（下水道）	31.1% (R4)	34.7% (R15)	呉市上下水道ビジョン
	雨水排水整備率	38.5% (R4)	42.7% (R10)	呉市上下水道ビジョン
	住宅の耐震化率	81.1% (R2)	100.0% (R17)	呉市耐震改修促進計画 (第3期計画)
	多数の者が利用する建築物等の耐震化率	85.2% (R2)	100.0% (R12)	呉市耐震改修促進計画 (第3期計画)
リスクの低減 (ソフト)	自主防災組織活動カバー率（年間）	83.9% (R 元)	88.7% (R7)	第5次呉市長期総合計画
	防災意識向上度（災害対策をしている市民の割合）	73.7% (R 元)	90.0% (R7)	呉市土木未来プラン

■目標及び成果指標 ※第6章 計画の推進より

目標	評価指標	計画策定時	目標年時
安全で生活利便性が高い市街地への居住誘導	居住誘導区域内の人口密度	66.3 人/ha (H30)	現状維持 (R17)

1 取組目標

(1) 計画の評価指標及び目標値の設定の考え方

計画の必要性・妥当性を市民・関係者の皆様に客観的かつ定量的に示すとともに、PDCAサイクルを確立し、適切な評価に基づきより実効性のある計画とするため、課題解決のためのまちづくりの方針・誘導施策等の取組により目標を達成することで、期待される効果を定量化する必要があります。

計画の取組目標については、「第3章 立地の適正化に関する基本的な方針」に定めるまちづくりの方針の進捗を評価する指標として設定します。

(2) 評価指標及び目標値の設定

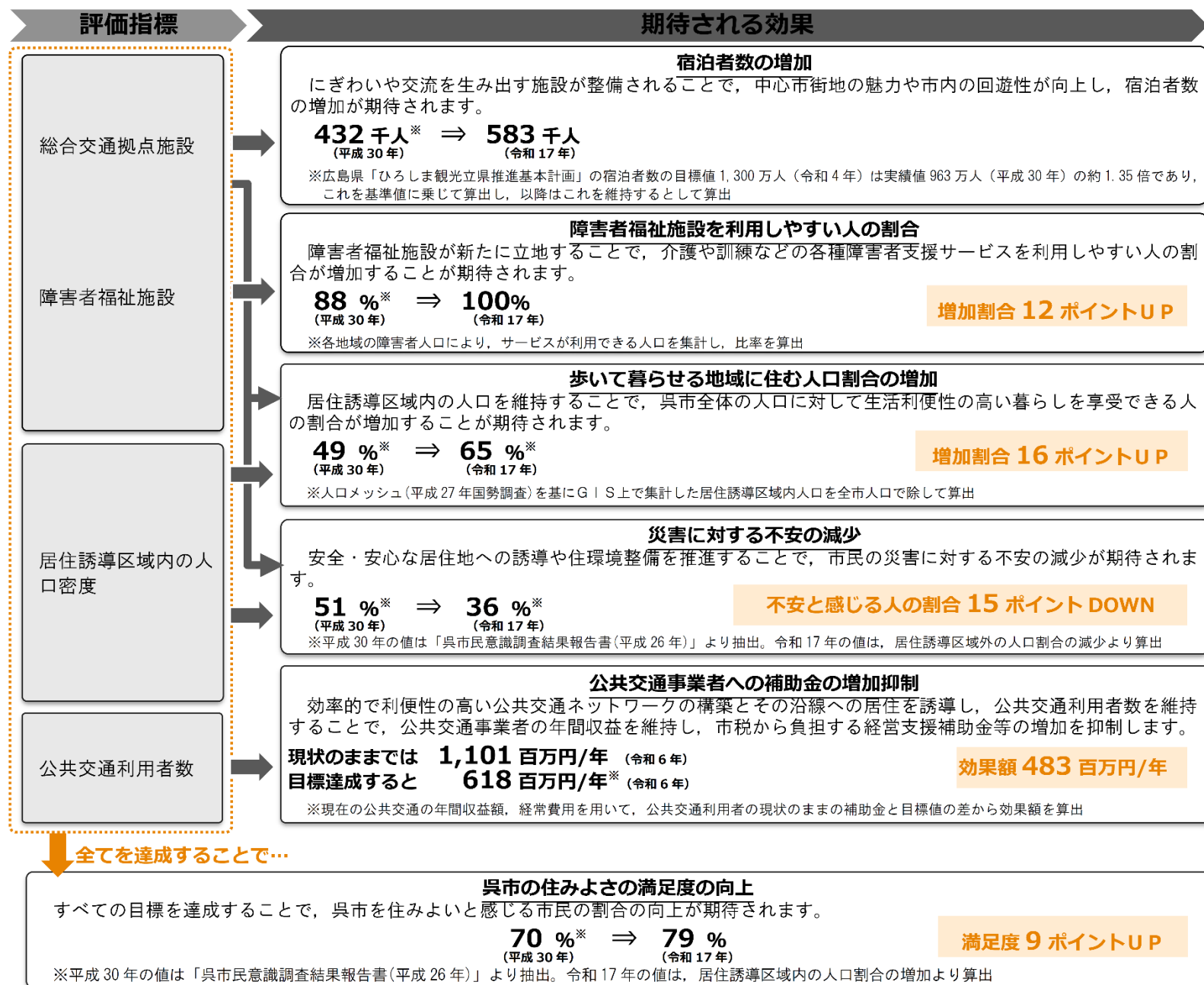
計画期間中に達成すべき目標の評価指標及び目標値を次のとおり設定します。

目標	評価指標	計画作成時（基準年）	現状値（改定年）	目標値（目標年）
誘導すべき施設の立地	総合交通拠点施設	— （平成30年）	0施設（事業中） （令和6年）	1施設 （令和8年）
	障害者福祉施設	8地域 （平成30年）	10地域 （令和6年）	11地域 （令和8年）
安全で生活利便性が高い市街地への居住誘導	居住誘導区域内の人口密度	66.3人/ha （平成30年）	62.2人/ha （令和5年）	現状維持 （令和17年）
移動手段である公共交通の確保	公共交通利用者数	鉄道 896万人/年 路線バス 783万人/年 生活交通 48万人/年 （平成30年）	鉄道 771万人/年 路線バス 496万人/年 生活交通 89万人/年 （令和4年）	現状維持 （令和6年）

公共交通利用者数については、現在、策定中の呉市地域公共交通計画と調整中

(3) 目標達成により期待される効果

目標値が達成された場合に期待される効果について代表的なものを示します。



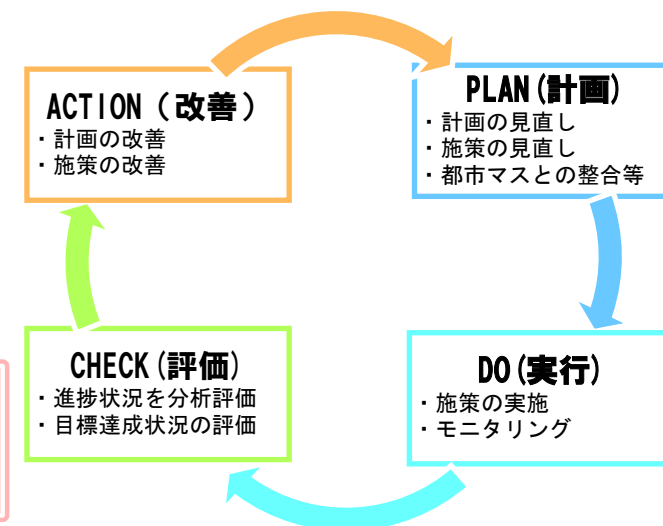
2 計画の進行管理

(1) 計画の進行管理等

計画の進行管理に当たっては、計画に記載された施策・事業の実施状況について把握を行うとともに、おおむね5年ごとに計画の進捗状況や妥当性等の分析・評価を行います。また、その評価結果を呉市都市計画審議会に報告し、施策の充実・強化等について検討を行うとともに、必要に応じて、適切に計画や関連する都市計画の見直し等を行います。

計画の見直しの際は、必要に応じて、住民説明会やパブリックコメント、関係団体へのヒアリング等を実施し、意見聴取を図るとともに、計画の進捗状況等をホームページ等を通じて適宜周知し、住民、企業及び行政が一体となって計画の推進に向けて取り組みます。

【計画の進行管理のイメージ】

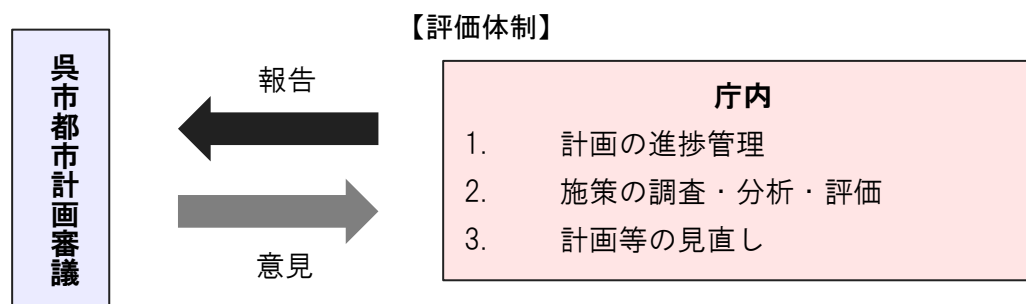


【概ね5年ごとに見直し】

5年間の進捗状況等を総合的に評価し、社会経済情勢の変化等を踏まえて計画の見直しを行う。

(2) 評価体制

計画の進捗状況の報告や見直しの際は、呉市都市計画審議会を開催し、計画内容等に係る意見を反映できる評価体制とします。



(3) 計画の推進に向けた取組

計画における将来都市像の実現に向けて、呉市都市計画マスタープランに掲げる6つの目標を基本として取り組みます。また、呉市長期総合計画や関連する各分野の計画による取組を推進するとともに、既存の施設や機能、地域資源を最大限活用することで効率的かつ効果的な呉市独自のまちづくりを進めていきます。